

令和8年（2026年）2月20日（金曜日）

第 1 号

令和8年第1回北海道議会定例会会議録

第1号

令和8年（2026年）2月20日（金曜日）

議事日程 第1号

2月20日午前10時開議

日程第1、会議録署名議員の指定

日程第2、会期決定の件

日程第3、議案第1号ないし第60号及び報告第1号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第3

1. 休会の決定

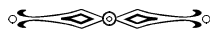
出席議員（96人）

議長 100番 伊藤 条一 君
副議長 82番 梶谷 大志 君
1番 山崎 真由美 君
2番 岡田 遼 君
3番 小林 千代美 君
4番 清水 敬弘 君
5番 板谷 よしひさ 君
6番 伊東 尚悟 君
7番 今津 寛史 君
8番 木下 雅之 君
9番 黒田 栄継 君
10番 小林 雄志 君
11番 高田 真次 君
12番 武市 尚子 君
13番 千葉 真裕 君
15番 鶴羽 芳代子 君
16番 戸田 安彦 君

17番 早坂 貴敏 君
18番 藤井 辰吉 君
19番 前田 一男 君
20番 水間 健太 君
21番 鈴木 仁志 君
22番 田中 勝一 君
23番 石川 さわ子 君
24番 海野 真樹 君
25番 丸山 はるみ 君
26番 中村 守 君
27番 寺島 信寿 君
28番 水口 典一 君
29番 川澄 宗之介 君
30番 木葉 淳 君
31番 小泉 真志 君
32番 鈴木 一磨 君
33番 武田 浩光 君
34番 渕上 綾子 君
35番 宮崎 アカネ 君
36番 山根 まさひろ 君
37番 和田 敬太 君
38番 植村 真美 君
39番 佐々木 大介 君
40番 滝口 直人 君
41番 林 祐作 君
42番 檜垣 尚子 君
43番 宮下 准一 君
44番 村田 光成 君
45番 渡邊 靖司 君
46番 浅野 貴博 君
47番 安住 太伸 君

48番	内田尊之君	87番	花崎勝君
49番	大越農子君	88番	三好雅君
50番	太田憲之君	89番	村木中君
51番	桐木茂雄君	90番	吉田祐樹君
52番	久保秋雄太君	91番	田中芳憲君
53番	佐藤禎洋君	92番	富原亮君
55番	千葉英也君	93番	松浦宗信君
56番	道見泰憲君	94番	中司哲雄君
57番	船橋賢二君	95番	藤沢澄雄君
58番	丸岩浩二君	96番	村田憲俊君
59番	中野秀敏君	97番	吉田正人君
60番	池端英昭君	98番	喜多龍一君
61番	菅原和忠君	99番	高橋文明君
62番	中川浩利君	欠席議員（2人）	
63番	畠山みのり君	14番	角田一君
64番	沖田清志君	54番	清水拓也君
65番	笹田浩君	欠員（2人）	
66番	白川祥二君	71番	
67番	新沼透君	83番	
68番	阿知良寛美君	<hr/>	
69番	田中英樹君	出席説明員	
70番	中野渡志穂君	知事	鈴木直道君
72番	真下紀子君	副知事	濱坂真一君
73番	荒当聖吾君	同	三橋剛君
74番	森成之君	同	加納孝之君
75番	赤根広介君	公営企業管理者	天沼宇雄君
76番	佐藤伸弥君	病院事業管理者	井上聡巳君
77番	池本柳次君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	坂本隆哉君
78番	滝口信喜君	総務部職員監	飯田滋君
79番	松山丈史君	総務部危機管理監	高山圭一君
80番	市橋修治君	総務部 イノベーション 推進監	天野紀幸君
81番	稲村久男君	総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君
84番	広田まゆみ君		
85番	高橋亨君		
86番	平出陽子君		

総合政策部 グローバル戦略 推進 監	山田 哲史 君	教育委員会教育長	中島 俊明 君
総合政策部 交通企画 監	斎藤 由彦 君	教育部長 兼教育職員監	猪口 浩司 君
環境生活部長	谷内 浩史 君	学校教育監	川端 香代子 君
環境生活部 アイヌ政策 監	高見 里佳 君	総務課長	手塚 和貴 君
保健福祉部長	古岡 昇 君	<hr/>	
保健福祉部 子ども応援社会 推進 監	竹澤 孝夫 君	選挙管理委員会 事務局 長	笹森 穰 君
経済部長	水口 伸生 君	<hr/>	
経済部観光振興監	阿部 正幸 君	人事委員会 事務局 長	増田 弘幸 君
経済部食産業振興監	後藤 知佳子 君	<hr/>	
経済部 ゼロカーボン推進 監	田中 仁 君	警察本部長	友井 昌宏 君
経済部 次世代社会戦略 監	大矢 邦博 君	総務部長	板東 茂利 君
農政部長	鈴木 賢一 君	総務部参事官 兼総務課長	渡部 雅彦 君
農政部 食の安全・みどりの 農業推進 監	山口 和海 君	<hr/>	
水産林務部長	岡嶋 秀典 君	労働委員会 事務局 長	岡本 收司 君
水産林務部 森と海の未来づくり 推進 監	近藤 将基 君	<hr/>	
建設部長	関 俊一 君	代表監査委員	深瀬 聡 君
建設部建築企画監	大野 雄一 君	監査委員事務局長	榎 信彦 君
会計管理者 兼出納局長	清水目 剛 君	<hr/>	
企業局長	松田 尚子 君	収用委員会 事務局 長	大槻 悟 君
道立病院部長	東 幸彦 君	<hr/>	
財政局長	藤原 啓裕 君	議会事務局職員出席者	
財政課長	神長 賢人 君	事務局 長	木村 敏康 君
		議事課 長	富永 誠 君
		議事課長補佐	加藤 隆行 君
		議事係 長	古賀 勝明 君
		議事課 主任	成田 将幸 君
		同	伊藤 僚 君



午前10時2分開会

1. 開 会

○議長伊藤条一君 これより、本日をもって招集されました令和8年第1回定例会を開会いたし

ます。

直ちに本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指定

○議長伊藤条一君 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、

中野秀敏君
池端英昭君
菅原和忠君
中川浩利君
畠山みのり君
沖田清志君
笹田浩君
白川祥二君
新沼透君
阿知良寛美君
田中英樹君
中野渡志穂君

以上、12人の諸君を指定いたします。

1. 諸般の報告

○議長伊藤条一君 諸般の報告をさせます。

〔富永議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第1号ないし第60号及び報告第1号ないし第5号の提出がありました。

-
- 議案第1号 令和8年度北海道一般会計予算
議案第2号 令和8年度北海道公債管理特別会計予算
議案第3号 令和8年度北海道国民健康保険事業特別会計予算
議案第4号 令和8年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第5号 令和8年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算
議案第6号 令和8年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算
議案第7号 令和8年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算
議案第8号 令和8年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算
議案第9号 令和8年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
議案第10号 令和8年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算
議案第11号 令和8年度北海道営住宅事業特別会計予算

- 議案第 12 号 令和8年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 13 号 令和8年度北海道地方競馬特別会計予算
- 議案第 14 号 令和8年度北海道公共下水道事業会計予算
- 議案第 15 号 令和8年度北海道流域下水道事業会計予算
- 議案第 16 号 令和8年度北海道電気事業会計予算
- 議案第 17 号 令和8年度北海道工業用水道事業会計予算
- 議案第 18 号 令和8年度北海道病院事業会計予算
- 議案第 19 号 北海道宿泊税基金条例案
- 議案第 20 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 21 号 北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 22 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 23 号 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 24 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 25 号 北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 26 号 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 27 号 北海道国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第 28 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 29 号 北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 30 号 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 31 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 32 号 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 33 号 北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第 34 号 北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 35 号 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 36 号 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 37 号 河川法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 38 号 砂防法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 39 号 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 40 号 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案
- 議案第 41 号 北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 42 号 北海道公営企業条例の一部を改正する条例案
- 議案第 43 号 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第44号 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例案
議案第45号 国営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件
議案第46号 訴えの提起に関する件
議案第47号 包括外部監査契約の締結に関する件
議案第48号 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結に関する件
議案第49号 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更に関する件
議案第50号 北海道公立大学法人札幌医科大学が業務に関して徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件
議案第51号 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の出資等に係る不要財産の道への納付の認可に関する件
議案第52号 北海道道州制特別区域計画の変更に関する件
議案第53号 工事請負契約の締結に関する件
議案第54号 財産の処分に関する件
議案第55号 財産の処分に関する件
議案第56号 令和7年度北海道一般会計補正予算（第7号）
議案第57号 令和7年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第58号 令和7年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第59号 北海道高等学校等教育改革促進基金条例案
議案第60号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
報告第1号 専決処分報告につき承認を求める件
報告第2号 専決処分報告の件
報告第3号 専決処分報告の件
報告第4号 専決処分報告の件
報告第5号 専決処分報告の件

（上の議案及び報告は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 各関係執行機関の長から、説明員の委任について通知がありました。

（上の説明員の委任通知は巻末**その他**に掲載する）

1. 監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。
-

1. 包括外部監査人から、監査の結果について報告がありました。
-

1. 議長は、議案第20号、第22号及び第43号について人事委員会委員長に意見を求めました。

1. 議長は、請願第22号について、請願者から取下げの申出がありましたので、委員会付託を取り消しました。

1. 議長は、請願第32号を関係委員会に付託しました。

請願第 32 号 北海道の子どもたちにゆきとどいた教育を求める件
(上の請願は巻末請願・陳情の部に掲載する)

文教委員会

1. 本日の会議録署名議員は、

中 野 秀 敏 議員

池 端 英 昭 議員

菅 原 和 忠 議員

であります。

1. 議長の報告

○議長伊藤条一君 この際、御報告いたします。

元議員蝦名大也さんは、去る1月7日、逝去されました。

誠に痛惜哀悼の念に堪えません。

よって、議長において謹んで弔意を表しました。

以上、御報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長伊藤条一君 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号ないし第60号及び報告第1号

○議長伊藤条一君 日程第3、議案第1号ないし第60号及び報告第1号を議題といたします。

道政執行方針並びに提出議案について説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

知事鈴木直道君。

1. 道政執行方針並びに議案第1号ないし第60号及び報告第1号に関する説明

○知事鈴木直道君（登壇）令和8年第1回定例会の開会に当たり、道政執行への私の所信を申し上げます。

私が北海道知事に就任してから、間もなく7年がたとうとしています。この間、我が国、そして本道を取り巻く状況は大きく変化してきました。

加速する人口減少や長引く物価高騰はもとより、地球規模の気候変動による自然災害の頻発化、激甚化、不安定な国際情勢によるグローバルリスクの顕在化、ヒグマをはじめとする野生鳥獣とのあつれきの高まりといった様々な課題やリスクが、私たちの暮らしや企業活動に大きな影響を及ぼしています。

一方、AIをはじめとするデジタル技術が急速に発展し、あらゆる分野で効率性や利便性が大幅に向上したことが、私たちの暮らしを便利で豊かなものにするとともに、社会課題の解決や産業競争力の強化においてイノベーションをもたらすなど、これまでの常識や価値観が大きく変容しています。

こうした変革の時代にあっても、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先としながら、常に先を見据え、最新の技術や知見、そして内外の活力を積極的に取り込み、そこに北海道が持つ強みを掛け合わせることで、地域の課題解決と持続的発展の原動力としていく必要があります。

昨年は、北海道がこれまで進めてきた取組が国の政策等に明確に位置づけられた年でありました。

G X 2040ビジョンでは、クリーンエネルギーが豊富な地域に産業集積を進める考え方が示され、その一つとして北海道が明示されました。

また、食料・農業・農村基本計画では、北海道が主要穀物などの主産地として初めて明記されました。

さらに、年末に策定された、国のAI基本計画では、地方におけるAIの実証、導入の具体的な推進事例として、AI北海道会議が挙げられるなど、国家戦略における北海道の重要性はこれまで以上に高まっています。

この好機を逃すことなく、北海道の確かな未来に向けた大きな一歩を踏み出すため、これから申し上げる三つの視点の下、道政運営に当たってまいります。

一つ目は、未来への投資です。

これまで、エネルギー、デジタル、食の分野で進めてきた多くの挑戦が、道内各地で着実に具現化しています。

北海道は、松前沖、檜山沖が洋上風力発電の促進区域に指定されたように、風力をはじめとする再生可能エネルギーのポテンシャルが極めて高い地域です。地域との共生を前提とした良質な投資を呼び込むことで、全国有数のエネルギーの供給基地として、我が国の自給率向上に貢献するとともに、エネルギーミックスを変えていく中心的な役割を担う地域になり得ると考えています。

また、次世代半導体については、量産化に向けた準備が着実に進み、今後、北海道大学におけ

る半導体プロトタイプングラボや、国による半導体研究拠点の新設が予定されるなど、製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点が形成されるとともに、データセンターや国際海底通信ケーブルの整備など、AI・DX関連の産業集積やインフラ整備の動きが急速に広がっており、北海道は新たなデジタルイノベーションのハブとなる大きな優位性を備えつつあります。

そして、北海道が世界に誇る食については、その品質の高さなどが国内外から高く評価されているほか、食料安全保障の観点からも、我が国の食料供給地域としての役割がますます高まっています。最先端の技術を活用して、研究、導入が進むスマート農林水産業は、食料生産の効率化と持続可能性の両立を目指す世界的なモデルとなる可能性を有しています。

また、1次産業にとどまらず、新たな加工技術の導入や、観光資源としての活用などを通じた新たな価値創造により、北海道の食ブランドをさらに高めていくことができます。

こうした動きをしっかりと後押しし、望ましい将来像を確実に実現していくためには、北海道の成長につながる未来への投資を加速させ、本道の唯一無二の強みを戦略的に発揮させていくことが不可欠です。

二つ目は、価値の継承です。

先人から受け継いできた豊かな自然環境や四季折々の美しい景観、その中で生まれ、連綿として受け継がれてきた独自の歴史や文化、広大な農地や漁場に恵まれる本道の特性を生かした農林水産業と、それを土台とする多彩な食や観光資源など、北海道には、多くの人の心を引きつけ、世界に誇る大切な価値があります。

また、首都圏などと大規模災害の同時被災リスクが低いことや、積雪寒冷な気候、広大な土地や豊かな自然などを背景に、デジタルや宇宙をはじめ、幅広い分野の実証フィールドを有することは、今の時代が北海道に求める新たな価値と言えます。

私たちは、本道が有するこの大切な価値をしっかりと守り抜いていくことはもちろん、独自の優位性をさらに磨き上げ、高めながら、次の世代に引き継いでいく責務があります。

三つ目は、地域力の発揮です。

本道の価値を守り、持続的発展を実現していくためには、AI、DXと担い手の力を組み合わせ、地域のポテンシャルを最大限引き出すことが基盤となります。もとより、地域の力の源は人であり、地域を愛し、夢や希望に向かって挑戦し続ける、お一人お一人の力の結集が重要です。

私は、知事に就任以来、徹底した現場主義を信条とし、道内各地を訪問する中で、地域の可能性を信じ、新たな活力を生み出そうと現場で奮闘する多くの方々とお会いしてきました。

179ある市町村の方々、そこに暮らす住民の皆様、そして、様々な形で地域と関わり活動する企業や団体の方々など、多様な人々が、知恵や経験、そして熱い思いを持ち寄り、それぞれの地域で活躍されていることが、北海道全体にとっての大きな推進力となり、同時にかけがえのない財産となっています。

地域社会の縮小が加速する中であっては、地域に関わる多くの皆様と我々道庁が、共に手を携え、総力を挙げて直面する課題に向き合っていく必要があります。そうした中、道民の皆様に寄

り添い、その思いに応える道政を進めていくためには、道庁自らの力を高めることも必要です。

A Iの積極的な活用などによる、時代に即した業務改善や、政策立案能力の向上を通じ、職員が持てる力を最大限発揮できる環境づくりを進めながら、道庁の組織力を強化し、地域の皆様とともに道政を進めてまいります。

次に、令和8年度に重点的に取り組む政策について申し上げます。

一つ目の柱は、安心して暮らし続けられる北海道の実現に向けた政策です。

記録的な猛暑や線状降水帯の発生など、気候変動が私たちの暮らしに大きな影響を与え、日本海溝・千島海溝沿いにおける巨大地震が懸念される中、昨年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震対応における振り返りを踏まえ、北海道防災情報システムの改修による避難指示の迅速化や、スマートフォンアプリの活用などによる正確で多様な情報発信に取り組みます。

また、避難所の暑さ対策や防災教育の充実を図るほか、実践的な防災訓練を積み重ねるなど、関係機関と一層連携しながら防災・減災対策を進めてまいります。

野生鳥獣対策については、関係者の皆様との緊密な連携の下、取組を進めます。特に、人とのあつれきが高まるヒグマへの対策については、A I等を活用した個体の識別や出没情報の一元化と発信機能の強化、市町村が行うゾーニング管理や春期管理捕獲、緊急銃猟、ハンターの育成、配置等への支援のほか、道としても、ハンターを3名配置するとともに、地域おこし協力隊の任用も検討します。

泊発電所3号機については、道民の皆様からいただいた声、関係自治体の御判断や御意見、そして道議会での御議論などを踏まえ、熟慮を重ね、再稼働に同意いたしました。

原発の安全の追求に終わりはないとの認識の下、安全対策などを国や北海道電力に求めるとともに、道として防災対策に一層取り組んでまいります。

特定放射性廃棄物の最終処分場に関しては、道内に受け入れる意思がないとの考えにより制定された条例を遵守してまいります。

鉄道ネットワークの維持・活性化については、沿線自治体とともに利用促進の取組を進めることはもとより、利用者の目線に立った利便性の確保などを通じて、地域交通の維持確保に向けて、関係者の皆様と連携して取り組んでまいります。

北海道新幹線の札幌延伸に関しては、完成、開業が大幅に遅れる見通しの中、事業費が最大1.2兆円増加するおそれがあることが示され、さらなる地方負担の増加の可能性が生じていることは誠に遺憾であります。

負担の軽減や影響の緩和に向けた支援策が講じられるよう国に求めるとともに、一日も早い完成、開業に向け、関係自治体をはじめ、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

また、特殊詐欺や闇バイトなどの被害防止や飲酒運転の根絶、高齢者などの交通事故防止に取り組むとともに、性の多様性への理解促進など、人権についての普及啓発を進めてまいります。

道民の皆様が健やかで安心して暮らすことができる環境づくりに向けては、地域医療や福祉のさらなる充実を図る必要があります。

地域における医療、福祉の提供体制を確保するため、医師少数区域等において承継または開業する診療所への支援に加え、介護事業所等における介護ロボット導入に対する支援などに取り組んでまいります。

こどもまんなか社会の実現に向けては、若い世代が、妊娠、出産を含めたライフデザインを考えながら、日々の生活や健康と向き合うプレコンセプションケアの普及啓発を進めるとともに、遠方の産科医療機関に通う妊産婦の方への支援を充実するほか、保護者の就労要件を問わずに利用できる、こども誰でも通園制度の円滑な実施などに取り組みます。

人口減少が進む中、持続可能な地域づくりを進めるためには、地方創生タスクフォース会議の枠組みなどを効果的に活用し、国や市町村、関係機関等と緊密に連携しながら、地域の実情に応じた施策を戦略的に講じることが重要です。

A I、D Xを活用した地域課題の解決や、若者や女性に選ばれる地域づくりを進める取組を重点化し、地域づくり総合交付金を拡充します。

また、いつでも気軽に移住相談ができる対話型A Iの導入や、外国人の地域おこし協力隊による外国の方々と地域との共生に向けた支援などにより、地域における多様な人材が活躍できる取組を進めます。

様々な業種で人手不足が深刻化する中、地域を支える人づくりは喫緊の課題です。医療・介護従事者の賃上げ支援のほか、観光関連産業の従業員研修や道外でのマッチングイベントなど、各分野における担い手の育成確保に取り組めます。

我々道職員の意識や働き方も変わらなければなりません。生成A Iの本格導入による業務の抜本的転換を図り、政策立案機能を強化し、機能的な執務環境の整備を進めながら、職員一人一人が、これまでの常識にとらわれない新しい発想で果敢に挑戦できる職場づくりを進めます。

いわゆる高校無償化により、高校への進学動向に一定の影響を与えるものと考えられるなど、高校を取り巻く環境が変化しています。高校の在り方や魅力化について、地域の関係者の方々による主体的な議論が行われるよう、知事部局と教育庁が連携してサポートするとともに、モデルとなる取組などを支援するほか、その魅力の発信に取り組めます。

二つ目の柱は、未来を見据え、挑戦する北海道の実現に向けた政策です。

本道の成長を確かなものとするためには、地域との共生を大前提とした良質な投資を呼び込み、環境と経済の好循環につなげていくことが重要です。

違法な開発行為については、通報窓口の効果的な活用や、振興局と市町村との連携により事案の早期把握に努め、法令違反に厳正に対処していきます。

その上で、国内唯一のG XとA Iに特化した特区による規制緩和や、法人道民税などを最大10年間免除する税制優遇、最大15億円を補助する企業立地補助金を3本柱とする全国トップレベルの支援制度を最大限に活用し、良質な投資を本道に呼び込みます。

また、A Iなどのデジタル技術を持つ事業者と市町村のマッチングにより、地域課題の解決とともに、スタートアップの創出や集積を図るほか、洋上風力発電の風車の製造拠点誘致や道内企

業の参入促進を強化し、GXやAI・DX関連産業の振興に取り組みます。

次世代半導体については、製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向け、大学等と連携し、教育プログラムを構築するとともに、道内の大学や民間企業等にも開放し、教育や研究の実践の場となるラボの整備を進めるなど、その効果を全道に波及させるよう取り組んでまいります。

宇宙関連産業については、国や関係機関、市町村と連携し、企業等の事業拡大に向けた支援を行い、その成長を後押ししてまいります。

本道が我が国の食料安全保障において期待される役割を果たすため、農地の大区画化や用排水路の整備などに農業者が積極的に取り組めるよう、いわゆるパワーアップ事業を措置し、生産力や競争力の強化に向けた基盤整備に取り組みます。

また、農業分野でのAIの導入推進に向けた人材育成プログラムを新設するほか、ナラ枯れ被害対策等のための、AIを活用した森林資源の解析や、AI搭載の自動飛行ドローンによる密漁対策の実証など、AI、DXの導入による農林水産業のスマート化に取り組みます。

観光については、インバウンドや道外客の需要を着実に取り込みながら、本道観光を支える道民の皆様が道内各地を旅行しやすい環境を整備し、道民に愛され、世界から選ばれる観光立国・北海道の実現を目指します。

新たに導入する宿泊税については、マナー啓発などのオーバーツーリズム対策や、交通機関のキャッシュレス化などの利便性向上、人流データ等を活用したマーケティングの高度化による満足度向上など、旅行者の方々の受益と観光振興の基盤構築につながる施策に活用します。

市町村や事業者の皆様と連携しながら、宿泊税を効果的に活用し、本道観光の飛躍的な成長と持続的発展を図ってまいります。

また、IRについては、本道の価値や特性を最大限生かした北海道らしいIRコンセプトの可能性について検討を進めます。

質の高い食は、本道の魅力であり、強みです。どさんこプラザの積極的な活用を通じて、道内事業者による道産食品の販路拡大やマーケティングを支援するほか、輸出先の多角化や品目の拡大に取り組むなど、北海道の食ブランドの向上と国内外へのさらなる浸透を図ります。

豊かな自然との共生の中で育まれてきた北海道の歴史や文化は、国内外から高く評価され、多くの人々を魅了し続けています。本道の自然公園を訪れる方々が安全かつ快適にその魅力を体験できるよう、遊歩道の整備や標識の多言語化などを進めます。

世界遺産登録5周年を迎える北海道・北東北の縄文遺跡群については、保全と活用の好循環を図り、道南エリアの拠点形成に向け、地域と一体となって取り組み、にぎわいの創出につなげていきます。

また、アイヌの方々の生活向上や、歴史、文化の理解促進に取り組むとともに、ウポポイへの誘客促進や、伝統文化の発信、文化継承に向けた人材の育成などに取り組みます。

もはや一刻の猶予も許されない北方領土問題については、厳しい国際情勢下にあっても、国や

関係団体、さらには元島民の皆様と一層連携しながら、粘り強く返還要求運動に取り組むとともに、次の世代を担う後継者の育成や、隣接地域の振興に取り組めます。

以上、道政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

令和5年6月、2期目の道政執行に臨むに当たっての所信として、私はこの場で次のように申し上げます。

未来社会を見据えたとき、エネルギー、デジタル、食の三つが重要になる、今後、社会が大きく変化する中であっても、持続的な発展を牽引していく原動力になる、そして、そのいずれも、私たちのふるさと・北海道が大きな役割を果たすことができる分野となる、北海道が今後の日本の発展を牽引する、そういう時代が到来している、このように申し上げてから2年余りがたった昨年10月、高市新政権は、危機管理投資、成長投資による強い経済の実現を目指すとして、エネルギー、経済、食料の安全保障に対して、戦略的に投資していく方針を掲げました。

このことは、道民の皆様や道議会の皆様とともに、全国に先駆けて進めてきた取組と今の時代が求める価値がまさに一致したと言えるものであり、この分野全てにおいて我が国をリードできるのは北海道にほかなりません。

北海道が持つエネルギー、デジタル、食の分野における独自の強みは、クリーンエネルギーへの転換、AIによる効率化や生産性向上、そして持続可能な食料供給という、現代、そして未来の世界が向き合う最重要課題に直結しており、北海道は、自らの地域課題を解決しながら、世界にも通用する新たな地域社会の在り方を提示していくことができると考えています。

本道の持続的な発展に向けて、成長につながる未来への投資を進め、希望の種火を大きく育て、進むべき道を照らす揺るぎない光としていくことで、北海道は、日本や世界にポジティブな変革をもたらし、未来を牽引する大地へと発展していくと確信しています。

私自身も、北海道を新たなステージに押し上げていくために最大限の努力を続けてまいります。

道民の皆様、道議会議員の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました令和8年度予算並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

令和8年度の当初予算は、昨年11月にお示しをした今後の行財政運営の方向性に沿った取組を着実に進めるとともに、限りある行財政資源の効果的、効率的な配分や、国の施策の積極的な活用などにより、道政執行方針で述べました政策を積極的に展開していくことを基本に編成することといたしました。

この結果、予算の総額は、

一 般 会 計	3兆1681億900万円
特 別 会 計	1兆377億2800万円
合 計	4兆2058億3700万円

となりました。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、本道の社会資本整備を計画的に進めるため、公共事業、特別対策事業、施設等建設事業などを合わせた投資的経費全体で3618億8700万円を措置いたしました。

次に、分野ごとの予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、総務部関係の施策につきましては、私立学校の経営健全化等を図るため、

私立学校等管理運営対策費補助金	172億5900万円
-----------------	------------

を計上するとともに、

総合政策部関係の施策につきましては、地域づくりの拠点である振興局と市町村等との協働や民間資金を活用した事業の推進のほか、地域の創意あふれる取組を支援するため、総額51億4900万円を計上することといたしました。

次に、環境生活部関係の施策につきましては、ヒグマ出没事案の急増に対応するため、市町村が行う捕獲、出没対策への支援のほか、道においてもハンターを任用するなど、対策を強化することとし、

ヒグマ対策推進費	6億500万円
----------	---------

を計上するとともに、

保健福祉部関係の施策につきましては、遠方の産科医療機関に通う妊産婦の方などに対する交通費等の支援を充実することとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、経済部関係の施策につきましては、観光立国・北海道の実現に向け、宿泊税を活用した観光客の移動利便性向上や人材育成に加え、道内観光地における受入れ体制整備などの施策を拡充することとし、総額47億3200万円を計上するとともに、

農政部関係の施策につきましては、農作業の省力化や農業生産性の向上による農地の維持確保のほか、農村地域の防災・減災対策を促進するため、農地や用水施設などの基盤整備に対し、市町村と連携して支援することとし、

食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業費	9億6400万円
-----------------------	----------

を計上することといたしました。

次に、水産林務部関係の施策につきましては、道有林整備による森林由来クレジット販売を進めるほか、その創出区域を全道に拡大することとし、所要の予算措置を講じるとともに、

建設部関係の施策につきましては、建設業における担い手の確保育成などの取組を支援するほか、建設産業の魅力を発信するなど、担い手対策に取り組むこととし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、警察本部関係の施策につきましては、信号機や道路標識をはじめとする交通安全施設を整備することとし、所要の予算措置を講じるとともに、

教育庁関係の施策につきましては、学校給食における保護者負担を軽減するため、公立の小学校段階における給食の食材費を支援することとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものとしたしましては、

道 税	7148億6200万円
地 方 交 付 税	6460億円
国 庫 支 出 金	3497億4100万円
道 債	4570億300万円

を計上いたしました。

次に、その他の案件の主なものについて申し上げます。

まず、新規条例案についてであります。議案第19号は、宿泊税を積み立て、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、北海道宿泊税基金を設置しようとするものであります。

次に、改正条例案についてであります。議案第20号、第22号及び第43号は、北海道職員等の給与に関し、手当の額の改定等を行おうとするものであり、

議案第21号は、北海道特別職報酬等審議会の答申等に鑑み、知事等の給料並びに議会議員及び非常勤の特別職職員の報酬の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第26号は、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金について、令和8年度以降の拠出率を定めようとするものであり、

議案第42号は、苫小牧地区工業用水道の給水区域を変更しようとするものであります。

このほか、使用料等の額の改定などに伴う改正条例案を提出しているところであります。

次に、その他の案件として、議案第48号は、旭川中央警察署庁舎等整備事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、特定事業に係る契約の締結について議決を得ようとするものであり、

議案第49号及び第51号は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が所有する建物の処分に関連する定款の変更などについて、地方独立行政法人法の規定により議決を得ようとするものであります。

次に、報告第1号は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について、急施を要するため、専決処分したので、その承認を求めようとするものであります。

次に、令和7年度補正予算並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

議案第56号ないし第58号の補正予算は、「強い経済」を実現する総合経済対策の実施に伴う国の補正予算に対応して、緊急に措置を要する経費について、所要の予算措置を講じようとするものであり、その総額は、

一 般 会 計	2831億3700万円
特 別 会 計	7億5000万円
合 計	2838億8700万円

となっております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

まず、物価高の影響を受けている道民の皆様の負担軽減を図るため、食料品等の購入に利用できるポイント等を給付することとし、

道民生活応援ポイント給付事業費	168億700万円
-----------------	-----------

を計上するとともに、医療機関や介護・障がい福祉施設、私立学校等の負担軽減を図るため、96億4900万円を計上いたしました。

次に、中小・小規模企業の生産性向上等を図り、持続的な賃上げに踏み出せる環境を整備するため、経営改善に資する取組を支援することとし、54億1400万円を計上するとともに、物価高の影響を受けている交通事業者や運送事業者の方々の負担軽減を図るため、10億8300万円を計上いたしました。

次に、飼料価格や燃油価格等の高止まりにより影響を受けている生産者の方々の負担軽減を図るため、

配合飼料高騰対策支援事業費	31億8300万円
---------------	-----------

漁業用燃油価格対策事業費	8億9900万円
--------------	----------

林業・木材産業物価高対策事業費	4億5200万円
-----------------	----------

を計上するとともに、医療機関や介護施設、保育所等に従事する方々に対する処遇改善の取組などを支援するため、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、農業・農村整備などの公共事業費や特別対策事業費について、総額1872億2800万円を計上するとともに、繰越明許費と債務負担行為について、所要の措置を講じることといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

地方交付税	32億4300万円
-------	-----------

国庫支出金	1834億4000万円
-------	-------------

道債	862億5000万円
----	------------

を計上いたしました。

次に、その他の案件として、議案第59号は、国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を積み立てるため、新たに基金を設置しようとするものであり、

議案第60号は、北海道特別職報酬等審議会の知事に対する答申に鑑み、知事等の期末手当を増額しようとするものであります。

以上、今回提案いたしました案件の主なものについて、その大要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長伊藤条一君 教育行政執行方針について説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

教育長中島俊明君。

1. 教育行政執行方針に関する説明

○教育長中島俊明君（登壇） 令和8年第1回定例会の開会に当たり、教育行政に臨む基本姿勢を

申し上げます。

人口減少や少子化の進行、A I技術の進展など、社会の変化が激しい現代において、教育行政の使命は、子どもたち一人一人の健やかな成長を支え、未来を切り開く力を育むことです。

相互に多様性を認め合い、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進し、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するとともに、地域、家庭と連携して持続可能な教育体制を構築し、子どもたちが未来の担い手として学びの歩みを進める教育を推進します。

次に、令和8年度において重点的に取り組む三つの柱の政策を申し上げます。

一つ目は、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進です。

急激に変化する時代の中で、子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、様々な体験を通じて社会的変化を乗り越えることができる資質、能力を育成することが重要です。

幼児教育では、保育者への研修や助言を通じ、幼児の発達の特長や個々の課題に応じた質の高い教育の提供を目指すとともに、幼児教育施設と小学校等が協働したかけ橋期の教育の充実等、幼児期からの学びや生活の基盤づくりを推進します。

義務教育では、教育活動の質の向上に向け、I C Tを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。

家庭、地域と連携した望ましい学習・生活習慣の確立や、小学校における教科担任制の推進、中学校における少人数学級の拡大、英語教育の充実や帰国・外国人児童生徒等への支援に取り組みます。

アイヌの人たちの歴史、文化、北方領土、縄文遺跡群や観光など、各地域の教育資源を活用したふるさと教育の推進、地域の特色を生かし、学校教育全体を通じた道徳教育の充実、S D G sの達成や実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育活動を推進します。

子どもたちのスポーツを楽しむ心を育み、体力、運動能力の向上を図るため、教員の資質向上や子どもの運動習慣定着に向けた取組の推進、多様化する健康課題へ対応するための養護教諭、栄養教諭の資質向上、望ましい食習慣の定着など、健康教育の充実を図ります。

高校教育では、義務教育段階との連続性を大切にしながら、実社会での課題解決に生かしていくための探究的な学びの一層の充実を図ります。

自治体や産業界と連携した専門高校での実践的な職業教育、インターンシップ等によるキャリア教育の充実、姉妹提携地域等との交換留学などによるグローバル人材の育成、学校の活性化や特色ある教育活動への支援等を行うクラウドファンディング事業に取り組みます。

高校無償化の本格実施により、子どもたちの選択の幅が広がることを踏まえ、地域の方々と連携した高校の魅力化とその発信に積極的に取り組みます。

特別支援教育では、子どもの自立や社会参加を見据え、全ての教員が多様なニーズに対応できる指導力の向上を図るとともに、適切な就学先の決定に向けた支援や就労支援の充実、医療的ケアの体制整備、日頃の学習成果を発揮できる場の充実に取り組みます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、多様な在り方を相互に認め合え

る共生社会の形成に向け、引き続きインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

二つ目は、学びの機会を保障し、質を高める環境の確立です。

多様な子どもたちを誰一人取り残さない学びの機会を確保するとともに、全ての人々が、地域や家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けることのできる環境を整備することが重要です。

学校教育に不可欠なツールであるICTを活用した学びの充実に向けては、遠隔授業配信センター——T—b—a—s—eの配信体制の充実や、義務教育段階の1人1台端末の計画的な更新に取り組むとともに、生成AIの利活用を含めた教員のICT活用指導力の一層の向上や、小学校から高校まで12年間を見通した学習の基盤となる児童生徒の情報活用能力のさらなる育成に取り組めます。

いじめや不登校への対応では、生徒指導担当教師の配置拡充をはじめ、いじめの未然防止に向けたコミュニケーション能力の向上や、望ましい人間関係を築く力を育成します。

積極的な認知によるいじめ見逃しゼロや、いじめの重大化を防ぐ取組の徹底を図るとともに、多様な学びを支援するため、教育支援センターはもとより、メタバースを活用した不登校児童生徒への教育機会の確保を図るなど、全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組めます。

スクールカウンセラー等外部専門家の派遣や、子ども相談支援センターの24時間対応、1人1台端末の活用など、教育相談体制の充実を図ります。

子どもの学びを支える教員は教育の要です。

教員の確保では、教員志望者の裾野を広げるため、高校生対象の「みらいの教員育成プログラム」や大学生対象の草の根教育実習等、教職の魅力を伝え、教職志望意欲を高める取組を実施するとともに、教員採用選考検査の内容についてもさらなる改善を図り、市町村教育委員会や大学などと連携して教員確保に全力で取り組めます。

教員等の資質向上では、教員研修の充実を図るとともに、教職員の不祥事根絶に向けて、教職員一人一人への心に響く指導を徹底してまいります。

学校における働き方改革では、昨年改正された給特法等を踏まえ、学校現場の実情に即した業務の精選、効率化や、保護者、地域等との連携協働を推進します。

教員業務支援員の配置や、弁護士による法律相談に加え、副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充など学校サポート体制の充実に努めるとともに、教職員の処遇改善や健康確保と併せ、学校が働きやすさと働きがいと両立する職場となるよう取り組めます。

学びのセーフティーネットでは、子どもの教育環境が家庭の経済状況に左右されることのないよう、高校の授業料無償化をはじめ、教育費の負担軽減の拡充、地域における学習支援の充実、ヤングケアラーと思われる子どもを適切な支援につなげる相談体制の充実などを進めます。

様々な理由で学校に通えなかった方などの学習機会を確保するため、夜間中学の在り方を検討するとともに、ICT活用による、年齢や居住地域等にとらわれない学び直しの支援に取り組

ます。

三つ目は、地域と歩む持続可能な教育の実現です。

学校と地域が協働し、地域への愛情や誇りを持ち、本道の未来をつくる人材を育成することにより、地域創生の実現につなげていくことが重要です。

自治体や企業、団体等と学校の連携協働を進める地学協働体制の構築や、公民館等、社会教育施設の機能を生かした地域課題解決に主体的に関わる人材育成を進めます。

中学校部活動の地域展開に向け、アドバイザー派遣やサポーターバンクの充実、民間企業等からの支援体制の構築など、関係団体等と連携し、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組みます。

高校へのコミュニティースクール導入促進や、地域創生の観点に立った教育機能の維持向上などを図り、将来を見据えた高校づくりを進めます。

子どもたちの安全、安心の確保では、昨年発生した地震や津波等を踏まえ、自然災害から命を守る防災教育をはじめ、大規模災害発生時に学校を早期再開するための支援体制の充実、防犯教育や、犯罪に加担させないための取組、暑さ対策やヒグマ対策など、子どもたちの安全で快適な教育環境の整備に取り組みます。

生涯学習の推進では、道民の皆様が豊かな人生を送ることができるよう、子どもの多様な体験活動や家庭教育支援の推進、道民カレッジを通じた学びの機会の充実に取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが学び続けられる支援体制づくりや、家庭、地域、学校等における読書活動の推進に取り組みます。

文化の振興では、天然記念物など文化財の保存活用の支援、旧石器時代や縄文遺跡群等の特色ある文化財の魅力発信の充実など、歴史、文化への理解と北海道への愛着の醸成を図ります。

道立美術館では、令和9年に開館50周年を迎える近代美術館のリニューアルに向け、基本計画の策定に取り組みます。

以上、申し上げた政策を着実に推進してまいります。

次の世代を担う子どもたちが自らの人生をかじ取りできるよう、誰一人取り残さず、健やかに育成することは、未来への確かな投資だと考えています。

教育は、持続可能な社会の創り手を育てることはもとより、教育活動全体を通じ、子どもたちをはじめ、教職員、学校、地域、社会のウェルビーイングの向上を図る重要な役割を有しております。

道教委では、こども基本条例やこどもまんなかの理念を大切にしながら、教育が直面する課題に対し、地域とも手を取り合い、北海道全体で子どもたちの学びを支えてまいります。

道民の皆様、道議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長伊藤条一君 お諮りいたします。

日程第3のうち、急施を要する案件として、議案第56号ないし第59号について先議することについて、お諮りいたします。

これに御異議ございませんか。

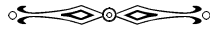
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩



午後1時1分開議

○議長伊藤条一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

1. 質 疑

○議長伊藤条一君 これより、議案第56号ないし第59号に関する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

板谷よしひさ君。

○5番板谷よしひさ君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、自民党・道民会議を代表し、さきに御提案のありました令和7年度補正予算案について質問してまいります。

初めに、物価高対応緊急経済対策に関し、まず、緊急経済対策の位置づけについてであります。

国においては、昨年11月、物価高の長期化などを踏まえ、「強い経済」を実現する総合経済対策を取りまとめ、重点支援地方交付金の拡充など、追加的な支援策を示したところであります。これを受け、道としても、昨年の第4回定例道議会で、国の支援対象外となるLPガスや特別高圧電力の利用者支援といった、当面の物価・エネルギー高の影響緩和に向けた対策を講じてきたところであります。

そして、今回、国の経済対策の枠組みを踏まえつつ、追加の補正予算案が提案され、道民生活の下支えに加え、医療、福祉、交通、農林水産業など、幅広い分野に対する支援が盛り込まれております。

昨年の第1弾に引き続き、今回提案されている緊急経済対策は、何を優先し、どのような効果を狙って予算計上しようとするものなのか、その位置づけと狙いについて、知事の見解をお伺いいたします。

次に、道民生活応援ポイント給付事業についてであります。

本事業は、物価高やエネルギー価格高騰の影響を受ける中、食料品等の購入に利用できるポイント等を給付するものであり、道内の全世帯を対象とする大規模な生活支援策であると受け止めております。

制度設計を見ますと、給付の対象は、個人ではなく、世帯とされております。また、申請方法については、アプリによる申請の場合に、郵送による申請よりも給付額が500円上積みされる取

扱いとなっておりますが、交付方法については様々な選択肢がある中で、例えば、マイナンバーカードの活用などにより、よりスピーディーな交付につながる仕組みも考えられるところであり、アプリによる交付を導入する以上は、今回に限らず、今後の施策にも活用し得るよう、より汎用性のある制度設計とすることが重要であると考えます。

対象を世帯とした考え方についてお伺いするとともに、数ある交付方法がある中で、アプリによる交付を選択した理由をお伺いいたします。

あわせて、アプリ申請の場合に給付額が上積みされる取扱いについて、デジタルに不慣れな方への配慮も含め、制度全体として、道民の方々の納得感と公平感をどのように確保しようとしているのか、知事の考えをお伺いいたします。

次に、医療機関・社会福祉施設等物価高対策支援事業等についてであります。

エネルギーや食料品価格等の高騰によって、道民の社会生活の維持に欠かせない、病院、診療所等の医療機関のほか、公衆浴場や介護・障がい福祉施設、保育施設などの運営にも大きな影響を与えております。

これらの施設は、診療・介護報酬、入浴料などが公定価格として定められており、物価の高騰分を直ちに料金等へ反映することが困難となっております。また、私立の幼稚園や学校などについても、エネルギー価格の高騰による経営への影響により、授業料等の値上げなど、保護者の負担増も懸念されます。

このため、今回の補正予算では、国の重点支援地方交付金や国庫補助を活用した医療・社会福祉施設等への物価高対策として、医療機関・社会福祉施設等物価高対策支援事業費、及び、医療機関・社会福祉施設等食材料費支援事業費等が盛り込まれておりますが、道医師会等の関係団体からは、道議会や道に対して、全国水準を上回る重点的な支援を講ずるよう要望が出されていると承知しております。

道として、今回の事業費はそれぞれどのような考えで計上しているのか、今後の対応も含めてお伺いいたします。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業についてであります。

昨年度の緊急経済対策で措置された事業は、中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業として、経営改善に資するデジタル技術導入を支援するものであり、制度上、賃上げの実施を必須要件とはしていなかったところであり、一方、今回提案されている事業を見ますと、対象要件として、賃上げ実施が必須とされております。

どのような考え方で制度要件を改めたのか、また、こうした要件見直しにより、中小・小規模企業の生産性向上と持続的な賃上げの実現にどのような効果を期待しているのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてであります。

国は、新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、地域の老朽化した共同利用施設の再編、集約や合理化に取り組む産地を支援するため、新

基本計画実装・農業構造転換支援事業、いわゆる再編新事業を令和7年1月に創設し、既存施設の撤去費用を補助対象とするほか、都道府県がこうした取組を加速化するための支援を行う場合は補助率を加算することとしました。

こうした中、道は、国が策定した新たな食料・農業・農村基本計画において、小麦、大豆、パレイショ、てん菜は、北海道が主な産地として位置づけられていること、輸入依存度や全国シェアが高い品目であることなどを踏まえ、これら4品目を対象に令和7年度から上乗せ支援をしているところですが、道内各地から、国民の主食である米をはじめ、上乗せ支援の対象品目を拡充すべき等の意見が多く寄せられているところであります。

昨年の第1回北海道議会定例会の冒頭先議において、我が会派の同僚議員から、再編新事業の上乗せ対象品目等について伺い、知事は、地域の皆様の御意見を丁寧に向いながら、地域農業を支える共同利用施設の再編、合理化を加速させ、本道における食料供給力の強化に取り組んでまいると答弁されておりますが、こうした地域の意見を踏まえ、上乗せ支援の対象要件を全て撤廃すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

最後に、北海道高等学校等教育改革促進基金についてであります。

来年度から、いわゆる高校無償化が予定されていることを受け、国は、2040年度を見据えて、高等学校教育の改革を推進するための経費を令和7年度補正予算で措置しております。このため、道は、国の補助金を活用するための基金を積み立てるための条例案を提案するとともに、事業実施に向けた所要の経費を補正予算に計上しております。

道内では、中学校卒業者数の減少に伴い、高校の小規模化や再編が避けられない中、高校授業料無償化によって中卒者の私学への進学が増加し、公立高校への影響は避けられないものと考えられます。特に、地域の人材育成・確保に大きな役割を果たしている専門高校への影響が懸念されております。

道教委は、新たな基金創設の意義をどのように認識しており、今後、国から示される具体的な事業内容を踏まえ、どのように基金を活用し、事業を進めていく考えなのか、教育長にお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）板谷議員の質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策の考え方についてであります。本道経済は、物価の上昇が継続する一方、実質賃金は前年を下回っており、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識しています。

このため、道では、昨年11月に策定された国の総合経済対策の趣旨に鑑み、さきの第4回定例道議会で議決いただいた、この冬のLPガスと特別高圧電力の利用者支援に加え、道民の皆様や事業者の方々からの、継続的な支援が必要、支援内容を強化してほしいといった声や、道議会か

らいただいた御要望も踏まえて、さらなる対策の検討を進めてきたところでございます。

こうした中、道では、先週、経済対策推進本部会議を開催し、足元の物価・エネルギー高の影響緩和と物価上昇を上回る賃上げ環境の整備を柱とする新たな緊急経済対策を取りまとめたところであり、今後、市町村等が講じる様々な施策と連携しながら、子育て世帯をはじめ、幅広く道民の皆様の生活への支援を行うとともに、農林水産業や医療、福祉も含め、きめ細かに中小・小規模事業者の方々などへの支援を行い、現下の厳しい経済状況の影響緩和に努めてまいります。

次に、道民生活応援ポイント給付事業についてであります。本事業は、物価高の影響緩和に向け、道民の皆様に幅広く支援をお届けするため、単身世帯の方々などにも目配りし、支援対象を、これまでの事業の子育て世帯から道内の全282万世帯へ拡充し、実施するものです。

道では、事業の立案に当たって、今回のアプリの活用以外も含め、様々な手法を比較して検討を進めてきたところであり、アプリにマイナンバーカードによる認証機能を持たせることで、申請者は本人確認書類の提出が不要となり、郵送に比べて申請の負担が軽減され、申請後、速やかに支援をお届けでき、さらに、事務手続が簡略化され、経費縮減につながることから、アプリによる給付方法といたしました。

さらに、アプリに通知機能や段階的にアンケート機能を持たせることにより、他の施策で活用することも可能なことから、道としては、アプリからの申請を促すため、その給付金額を増額したところでございます。

また、本事業を広く周知することはもとより、スマートフォンの操作に慣れていないの方々に対しては、チラシや動画、コールセンターで分かりやすく説明するなど、丁寧に対応してまいります。

次に、医療機関や社会福祉施設等への支援についてであります。診療報酬などの公定価格で運営される医療機関、介護・障がい福祉施設、公衆浴場や私立学校などの経営環境は大変厳しい状況にあることから、光熱費や食材料費等を対象に支援を行うことといたしました。

光熱費は、道内のエネルギー価格や消費量が、他県と比べ、高い水準にあり、経営継続に必要な経費の負担が大きいことから、関係団体の方々からの声をお聞きし、また、道議会からの御要望や厚労省通知を踏まえつつ、支援の拡充を図るとともに、食材料費は、消費者物価指数の上昇率により単価を設定するなどして、所要額を計上したところでございます。

道としては、補正予算を議決いただいた後には、北海道医師会などとも連携し、速やかに事業の周知を図るなど、支援対象となる約2万9000施設に必要な支援が確実、かつ、できるだけ早期に行き届くよう、最大限取り組んでまいります。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業についてであります。道では、これまで、物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小・小規模事業者の方々の業務効率化や省力化を図るため、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援してきたところでございます。

こうした中、道内では、物価上昇が継続し、実質賃金はマイナスで推移をしており、道としては、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、賃上げ原資の確保を図る取組の強化が重要と認識

しています。

このため、今回の対策においては、賃上げに取り組む中小・小規模事業者の方々を対象に、デジタル技術の導入や設備投資の促進といった生産性の向上に加え、新商品開発や販路拡大など稼ぐ力につながる幅広い取組を支援することとし、賃上げ率の高い事業者の方々には補助率等を引き上げる優遇措置を設けたところであり、こうした施策を通じて、中小・小規模事業者の方々の意欲的な取組を後押しし、持続的な賃上げの実現につなげてまいります。

最後に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてであります。本道が、将来にわたり、我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、本事業を効果的に活用しながら、老朽化した共同利用施設の再編や合理化を進め、効率的かつ安定的な生産・供給体制を確保していくことが重要であります。

今般、国は、本事業を拡充し、上乗せ支援の主体に市町村も加え、補助率を引き上げたところであり、道では、引き続き、国の基本計画で北海道が主産地として位置づけられた畑作4品目について、事業費が12億円を超える大規模な施設を対象に、新たに市町村と一体となった上乗せ支援を実施し、さらなる地域の負担軽減を図る考えであります。

一方、地域の皆様からは、上乗せ支援の対象となる畑作物や事業規模に制限を設けないよう要望が寄せられており、道としては、引き続き、こうした地域の皆様や市町村などからの御意見を丁寧に伺いながら、国に対し、必要な予算の確保と、地方負担が生じることのない制度となるよう求めつつ、事業の効果検証や他府県の支援状況、今後の国の水田政策の見直しなどを踏まえ、道の上乗せ支援の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）板谷議員の御質問にお答えいたします。

北海道高等学校等教育改革促進基金についてであります。国では、社会経済の発展を支える人材育成や多様な学習ニーズに対応した教育機会の保障などの視点から、都道府県に補助金を交付することとしたところであり、国の方針を受けて、道は、高校教育改革に取り組むための基金を設置する条例案を提案いたしました。

道教委といたしましては、地域や社会の持続的な発展を担う人材の育成や、地域創生の視点に立った教育機能の維持向上など、本道の将来を見据えた高校づくりを加速化させる上で、国の方針を踏まえた基金を創設することは大変重要であると認識しております。

今後は、求められる高度な専門性等を有し、これからの社会に必要な不可欠な職に従事する人材や理数系人材の育成支援など、国が示す内容を踏まえ、基金を有効に活用しながら、本道の高校教育改革を先導する拠点校における先進的な取組や成果の普及を着実に進めてまいります。

○議長伊藤条一君 板谷よしひさ君の質疑は終了いたしました。

宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、民主・道民連合を代表して、

議案第56号に関して伺います。

初めに、対策の取りまとめ時期について伺います。

我が会派は、これまで、議会議論を通じて、道民及び事業者の皆様に対する迅速な支援の実施はもとより、対策の実施に当たっては、議会において十分な審議の機会を確保することが不可欠であると繰り返し求めてまいりましたが、今回もまた、限られた時間の中で審議を行わざるを得ない状況となっております。

昨年、第4回定例会最終日に追加提案された補正予算についても、今回と同様、提案と同日に議決する形となりましたが、国の電気・都市ガス料金対策と呼応し、全国の都道府県が繰り返し実施してきた対策であるという一定の前提がありました。今回の予算案には、道が独自に実施する対策が多く含まれております。本来であれば、臨時会を開催するなどして、前回以上に十分な審議時間を確保すべきであったと考えますが、対策の取りまとめに時間を要した結果、その機会も失われたものと考えます。

昨年の第2回定例会における議論の中で、物価高騰対策については、国の交付金の決定を待つて検討を始めるのではなく、平時から庁内で検討を進め、必要なときに速やかに実施できるよう準備しておくべきと指摘していました。その時点から起算すれば、今回の対策の取りまとめに実に半年以上を要しています。

そこで、今回提案された物価高騰対策について、これまで庁内でどのような検討を行ってきたのか、また、取りまとめにこれほど長期間を要した理由をお伺いいたします。

次に、物価高騰対策の考え方についてです。

我が会派は、本年1月26日、知事に対し、予算編成及び道政執行に関する要望を行いました。その中で、当時はまだ道として取りまとめがなされていなかった物価高騰対策についても、対象が一部に偏ることのない制度設計とし、幅広い道民の理解が得られる内容とするとともに、真に支援を必要としている方々に確実に支援が届くよう求めたところであります。

今回の経済対策について、知事は、どの分野に重点を置いて制度設計を行ってきたのか、本道として強調すべきアピールポイントはどこにあるのかを伺います。

次に、過去の対策の検証結果についてです。

道は、これまで、お米・牛乳券事業や、LPガス、特別高圧電力の負担軽減支援など、物価高騰対策としての取組を繰り返し実施してきましたが、これら事業は、真に支援を必要としている道民や事業者の方々に十分に支援が行き届いているとは言えませんでした。

これまで実施してきた物価高騰対策の効果について、道として、どのような手法により検証を行い、どんな結果となったのか、また、その検証結果を踏まえ、今回の対策にどのような改善や見直しを反映させたのか、お伺いします。

次に、市町村との連携についてです。

我が会派は、これまで、道民に対する各種支援策の実施に当たっては、支援の漏れや重複が生じないように、道と市町村が十分に連携し、役割分担を明確にした上で取り組むべきであると申し

上げてきました。

さきの第4回定例会最終日の質疑において、知事からは、市町村の検討状況を確認しつつ、地域独自の取組との連携や補完を意識しながら対策の検討を進めると答弁されたところであります。

そこで、今回の物価高騰対策の取りまとめに当たり、市町村が実施している、あるいは、今後実施を予定している独自施策との間で、どのように連携、補完を図っていくのか、お伺いします。

次に、ニーズ把握と生活者支援、事業者支援の配分についてです。

今定例会においては、道の経済対策関連予算として総額620億円余りが提案され、そのうち、生活者支援に該当するものは、ポイント給付事業及び給食原材料費等支援事業の2事業、約170億円程度にとどまっており、全体としては事業者支援に重点が置かれているようにも見受けられます。

我が会派は、これまで、支援が十分に行き届いていない道民の方々の声を的確に把握し、施策へ反映させるよう求めてまいりました。

今回の対策の検討に当たり、道は、どのような手法で道民及び事業者のニーズを把握したのか、また、それらの声を具体的にどのように施策へ反映させたのか、お伺いいたします。

また、生活者支援と事業者支援の配分について、どのような考え方にに基づき、整理を行ったのか、その判断基準や重視した観点について、併せてお伺いいたします。

次に、道民生活応援ポイント給付事業費についてです。

本事業は、全世帯を対象に、5500円分のデジタルポイント、または5000円分のギフトカードを給付するものであり、総額168億円が計上されております。これまで支援の対象とならなかった方々にも給付が行き届くことが期待される点については一定の評価をします。

しかし、全世帯に一律で配分する方式としたことにより、1世帯当たりの支援額が相対的に抑えられ、特に、多人数世帯においては、単身世帯と比較しては実質的な支援効果が薄くなるのではないかとといった課題も指摘されるところでです。

今回、支援単位を個人ではなく世帯としたことや、所得制限を設けず、全世帯を対象とした判断など、本事業における支援対象の基本的な考え方をお伺いします。

また、本事業においては、低所得世帯や子育て世帯といった世帯属性ではなく、申請方法の違いにより、郵送申請の場合は5000円、マイナンバーカードとスマートフォンのアプリを活用したデジタル申請の場合は5500円と、500円の差が設けられております。マイナンバーカードの申請は任意であるにもかかわらず、マイナンバーカードやスマートフォンを保有していない方々は、郵送申請するしかなく、結果として給付額が低くなる仕組みであり、公平性が担保されていません。

給付額のベースを5000円とした積算根拠、及び、デジタル申請に対して500円を上乗せすることとした理由をお伺いします。

あわせて、物価高騰に苦しむ道民の負担軽減という本事業の趣旨に照らし、申請手段によって給付額に差を設けることが果たして妥当であるのか、伺います。

さらに、本事業は、物価高騰の影響を受けている道民生活を下支えするための緊急経済対策であり、ポイントやギフトカードを一日でも早く道民の皆様の元に届けることが何よりも重要であります。

しかしながら、今回、新たにアプリを導入することもあつてか、申請開始は7月からを予定しているとのことであり、これでは、予算審議から実際に支援が届くまで、早くても半年近くを要することとなり、緊急対策としては極めて遅い対応と言わざるを得ません。物価高騰は既に道民生活を直撃しており、支給時期を可能な限り前倒する方法はないのでしょうか。

今回の支給方法が最適であると判断した根拠は何か、また、申請開始から支給完了までの具体的なスケジュールをどのように想定しているのか、お伺いします。

次に、給食原材料費等支援事業費についてです。

給食の原材料費が高騰する中であっても、栄養バランスや提供量を維持しつつ給食を継続するとともに、保護者の負担軽減を図るため、保育所や認定こども園、私立学校及び道立学校に対し、給食の原材料費の一部を支援することに異論はありません。

しかし、各学校や施設においては、地元食材の活用状況や調達方法の違いなどにより、原材料費の水準には相当の差があると考えられます。また、保護者や利用者から徴収している給食費の額も一律ではなく、地域や施設ごとの実情に差異があるのが実態です。

今回の事業における支援額の算定方法はどのような基準に基づいているのか、施設ごとの原材料費や給食費の実態をどのように把握し、反映させているのか、知事及び教育長にお伺いします。

また、本事業は、直接、保護者に給付するのではなく、学校や施設を通じた支援となっております。その結果として、確実に保護者の負担の軽減につながる仕組みとなっているのか、支援がほかの経費に充当されることなく、給食費の抑制や減額という形で保護者に還元される担保措置が講じられているかについても、併せて知事及び教育長に所見をお伺いします。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費についてです。

今回、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費は、賃上げの実態が必須要件となっており、従業員を雇用していない個人事業主やフリーランスの方々は制度の対象外です。こうした事業者も、物価高騰や資材費、光熱費の上昇の影響を直接受け、厳しい経営環境に置かれていることに変わりはありません。従業員を有しない小規模企業や個人事業主等を対象外とした理由をお伺いいたします。

次に、地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業費についてです。

道内の交通事業者や運送業者は、深刻な運転手不足に直面しており、その影響は、地域バス路線の縮小や減便、輸送力の低下という形で顕在化し、道民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしています。運転手不足の背景には、長時間労働や低い賃金水準といった構造的課題があり、処遇

改善や地域における労働力確保など、より踏み込んだ対策が急務です。

我が会派は、昨年、第1回臨時会においても、運転手不足の深刻化というフェーズの変化を捉え、もう一段階の対策が必要であると強く求めてきたところではありますが、残念ながら、今回の予算においても、これまでと同様、車両維持に関わる経費への支援にとどまり、現場の事業者が直面している運転手不足という本質的課題の解決に向けた検討を行ってきたのか、甚だ疑問であります。

今回も車両維持に対する支援を継続することとした理由と、交通・運送事業者が極めて厳しい経営環境に置かれている中で、本支援にどのような効果を見込んでいるのか、お伺いします。

また、運送事業者への支援に関し、対象車両を営業用貨物及び被牽引車としていますが、軽バンや軽トラックは支援の対象となっておりません。地域の宅配・運送事業を実際に下支えしているのは、下請も含めて小規模経営の運送事業者です。

なぜ、軽バンや軽トラックは支援の対象としないのか、お伺いするとともに、本支援事業の対象となっていない小規模運送事業者や運転代行業者への物価高騰支援はどのように考慮されているのか、伺います。

また、地域における交通・物流サービスの維持確保にどのようにつなげていくかについても、具体的な見直しを含めて所見をお伺いします。

次に、介護福祉人材確保・職場環境改善等事業費についてです。

介護施設等における職員の処遇改善については、これまでも各種の取組が講じられてきたところではありますが、現場では依然として深刻な人材不足が続いております。

とりわけ、業務負担の重さに見合った賃金水準となっていないとの声は根強く、離職や他産業への人材流出が止まらない状況にあります。

道として、今回の事業を通じ、介護・福祉従事者一人一人の処遇改善や賃上げに確実に繋がっていくため、どのような仕組みを講じるのか、あわせて、これらの支援が現場で働く職員に確実に還元されるよう、実効性をどのように担保していくのか、制度の周知、申請支援、実績確認の方法も含め、具体的な対策について所見をお伺いいたします。

次に、第1次産業振興に関し、畑作安定生産支援事業費についてです。

本事業の趣旨や目的については一定の理解をしますが、農薬価格の高止まりの影響を受けるのは畑作農家に限られるものではありません。作物や営農類型を問わず、本道の農業全体が、資材価格や生産コストの長期的な高騰に直面し、経営を圧迫されているのが実態です。

道として、農薬価格の高止まりが、畑作農家のみならず、本道の農業全体に共通する深刻な経営課題であるとの認識を有しているのか、知事の所見を求めます。

また、本来求められているのは、作物限定の支援ではなく、経営全体を支える横断的な対策であります。単一作物や単一品目に限定した支援では、局所的かつ対症療法的な処置にとどまり、持続可能な本道農業・農村の確立にはつながらないのではないのでしょうか。

当初予算、補正予算を問わず、作物横断的な経営支援に資する制度設計を通年で講じるべきと

考えますが、この点についても知事の所見をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策の検討についてであります。昨年11月に国の総合経済対策が策定されたことを受け、道では、速やかに経済対策推進本部会議を開催し、私から、足元の物価・エネルギー高の影響緩和や、物価上昇を上回る賃上げ実現に向けた環境整備などの視点を踏まえ、対策の検討を加速するよう指示したところであり、国の補正予算案を踏まえ、まずは、厳冬期を前に、この冬のLPガスと特別高圧電力の利用者支援を行うこととし、第4回定例道議会で補正予算を議決いただきました。

このたびの国の重点支援地方交付金では、新たに、食料品の物価高騰に対する市町村への特別加算が設けられたことから、道としては、市町村による地域独自の取組や、国による全国一律の取組との連携、補完が重要と認識し、市町村の支援策の検討状況を継続的に確認するとともに、道民の皆様や事業者の方々の声はもとより、道議会の各会派の皆様からいただいた御要望を踏まえて、必要な対策の検討を進め、先週開催した経済対策推進本部会議において、新たな緊急経済対策を取りまとめたところでございます。

次に、緊急経済対策の考え方についてであります。本道では、物価高の影響が長期に及ぶ中、賃金は上昇しているものの、物価上昇率を下回っており、道民の皆様や事業者の方々は大変厳しい状況にあると認識しています。

こうした認識の下、道としては、このたび取りまとめた新たな緊急経済対策では、足元の物価・エネルギー高の影響緩和を第1の柱として、道民の皆様や事業者の方々に対し、支援が幅広く行き届くよう対策を講じることとし、加えて、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備を第2の柱として、持続的な賃上げの実現につながるよう、事業者の方々の生産性向上の取組などを支援することといたしました。

次に、経済対策の効果検証についてであります。道では、経済対策の策定に当たっては、これまで実施した事業について、利用者の皆様の反応や、様々な団体の方々から幅広く御意見等を聞き取るなどして、継続的な効果の検証を行い、これまで支援の継続や見直しの検討の重要な視点としてまいりました。

道としては、今般の緊急経済対策においても意見聴取を重ねてきており、その中では、事業を利用された道民の皆様や事業者の方々からは、物価高の影響緩和に効果があったとする声がある一方、現下の厳しい経済情勢から、継続的な支援が必要や、支援内容を強化してほしいといった声もお聞きしており、例えば、お米券、牛乳券の配付事業では、支援の対象範囲を広げてほしいという声があったことも踏まえ、今回の対策では、支援対象を子育て世帯から全世帯に拡充して、食料品等の購入に使用できるポイントなどを給付する事業を実施することとしたものであります。

次に、市町村との連携についてであります。国の重点支援地方交付金において、生活者支援として、新たに、食料品の物価高騰に対する市町村への1人当たり3000円相当の特別加算が設けられたことから、道では、市町村による支援策の検討状況を継続的に確認してまいりました。

確認の結果、約9割の市町村が、全市町村民を対象に商品券、給付金の支給やプレミアム商品券の発行など、個人への支援を行うこととしており、道としては、物価高による家計への影響を踏まえ、単身世帯の方々などにも目配りし、道と市町村の支援を合わせ、世帯当たりの支援の底上げが図られるよう、所得制限を設けず、全世帯を支援する事業を行うことといたしました。

次に、ニーズの把握等についてであります。道では、支援策の検討に当たり、これまで実施してきた事業の効果検証のほか、企業経営者の方々を対象とした経営状況等の調査、業界団体からの要望、さらには、市町村や企業、生活困窮者の方々を支援する団体等へのヒアリングなど、幅広い立場の方々から御意見を伺い、支援ニーズの把握に努めてきたところであります。

道としては、国の総合経済対策における推奨メニューを踏まえながら、こうした支援ニーズに加え、市町村の経済対策の検討状況などに基づき、他県の対策内容も参考に、物価高の影響対策と、物価高を上回る賃上げ環境の整備の両輪で、それぞれ必要な事業を幅広く検討するとともに、限られた財源の中で、生活者向け支援と事業者向け支援とのバランスも図りながら事業内容の精査を行い、このたびの緊急経済対策を取りまとめたものです。

次に、道民生活応援ポイント給付事業に係る支援対象の考え方についてであります。国では、このたびの総合経済対策において、子育て世帯を対象に物価高対応子育て応援手当として、子ども1人当たり2万円を給付することとしています。

市町村では、国の重点支援地方交付金の特別加算を活用して、食料品の物価高騰に対する支援を実施することとしており、全市町村民を対象とした商品券、給付金の支給やプレミアム商品券の発行など、個人への支援が多く見られるところであります。

こうした国と市町村の支援を合わせると、子どもがいる世帯では1人当たりの支援額が他の世帯に比べて多くなっていることから、道としては、物価高による家計への影響を踏まえ、単身世帯の方々などにも目配りし、支援対象をこれまでの事業での子育て世帯から全世帯へ拡充して事業を実施し、幅広い世帯の支援額の底上げを図ることといたしました。

次に、給付額についてであります。道では、単身世帯における嗜好品を除いた食料品の支出増加額や、2人以上世帯のお米の支出増加額、今年度実施したお米券、牛乳券の給付額などを参考に、本事業における給付額を検討したところでございます。

本事業の立案に当たって、今回のアプリの活用以外も含め、様々な手法を比較して検討を進めてきたところであり、生活者向けの支援を迅速にお届けするため、ポイント等の申請や給付はスマートフォンのアプリ、または郵送で行うこととし、アプリにマイナンバーカードによる認証機能を持たせることで、郵送に比べて手続の簡略化が図られるとともに、本人確認や給付を確実に迅速に行うことが可能となり、申請から給付までの期間短縮や審査等の事務経費の縮減につながることをいたしました。

また、アプリに通知機能やアンケート機能を持たせることにより、他の施策で活用することも可能なことから、道としては、こうした道民の皆様や道の双方にとってメリットの大きいアプリからの申請を促すため、アプリからの申請の場合は5500円相当、郵送申請の場合は5000円相当の給付額を設定したところでございます。

次に、ポイント等の給付についてであります。道では、道内の全282万世帯を対象としたこの事業の立案に当たり、様々なシステムや事務局体制の構築といった準備期間、申請から給付までに要する期間や手続の簡便さ、必要な事務経費の多寡などを、今回のアプリの活用以外も含め、様々な手法を比較して検討を進めてまいりました。

こうした中で、マイナンバーカードによる本人確認機能やポイント給付・決済機能を備えたアプリの活用は、システム構築に一定の期間を要するものの、簡易な手続で迅速にポイントを給付することができ、経費削減にもつながることから、本事業の支給方法としたところでございます。

ポイント等の給付は、7月からの申請受付を予定し、申請から給付までの期間は、アプリ申請が5日間程度、郵送申請が3週間程度を見込んでおり、申請が集中した場合におきましても、事務局体制を整え、円滑な給付に努めてまいります。

次に、給食原材料費等支援事業についてであります。道では、私立学校や保育所などにおいて、物価高騰下にあっても、保護者等の負担を増やすことなく、必要な栄養バランスや量を保った給食の実施が継続できるよう、令和4年度から本事業を行っており、学種ごとの給食の平均単価、あるいは国の公定価格を基にして、直近の物価上昇率などを勘案し、所要の経費を算出しているところでございます。

事業の実施に当たっては、各私立学校や保育所などに対し、保護者等の負担軽減を目的とした事業であることを明確に示すとともに、事業実施後に、保護者の方々への直接の還付や、学校における物価高騰による負担分への充当など、その還元方法について確認することとしており、引き続き、本事業の適正な執行が図られるよう努めてまいります。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費についてであります。道内では、物価上昇が継続し、実質賃金はマイナスで推移をしており、道としては、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、賃上げ原資の確保を図る取組の強化が重要と認識しています。

このため、今回の対策においては、賃上げに取り組む中小・小規模事業者の方々を対象に、デジタル技術の導入や設備投資の促進といった生産性の向上に加え、新商品開発や販路拡大など稼ぐ力につながる幅広い取組を支援することとしたところであります。

また、このほか、従業員のいない事業者を含め、厳しい経営状況が続いているの方々には、伴走型の経営相談や専門家派遣、制度融資のほか、国の小規模事業者持続化補助金など既存施策を案内しながら、中小・小規模事業者の方々の収益の改善や経営基盤の強化に取り組んでまいります。

次に、交通・物流事業者への支援についてであります。交通、物流は地域の暮らしや産業を

支える重要な役割を担っており、これまで、道では、安定的に事業が継続できるよう、運行費補助や、物価高騰による影響を踏まえた臨時的な支援を講じてきたところでございます。

今回の物価高対応緊急経済対策では、交通事業者のみならず、軽貨物輸送を含む運送事業者の方々等も対象とした業種横断的な支援として、中小・小規模事業者の方々の賃上げ環境整備のための設備投資などへの支援や、人手不足が深刻な職種における人材確保支援に加え、今なお車両維持費の負担感が大きいとの事業者等の皆様からの声を踏まえ、交通事業者や広域的な物流を担う運送事業者の方々が物価高の中にあっても輸送サービスを継続できるよう、車両維持に関する負担の可能な限りの軽減を図る必要があるとの考えの下、本臨時支援を盛り込んだところでございます。

道としては、今後も、環境の変化を的確に捉えつつ、事業者の方々等からの声を受け止めながら、地域の交通、物流の確保に向け取り組んでまいります。

次に、介護福祉人材確保・職場環境改善等事業費についてであります。生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービス等を担う人材の確保は喫緊の課題であることから、道では、職員の賃上げなど、事業所が行う処遇改善の取組を支援するため、必要な補正予算を計上したところであり、今後、各事業所の方々に対し、道のホームページやリーフレットなどを活用して、事業内容や専用相談窓口などの周知を図ってまいります。

また、この補助金の支給対象要件である処遇改善加算は、道内の9割を超える事業所で取得済みであります。引き続き、未取得の事業所の方々への要請を行うほか、国の要綱に基づき、このたびの支援に伴う賃上げの状況を確認するなど、より多くの事業所の方々が本事業を活用し、賃上げや職場環境の改善につなげていただけるよう取り組んでまいります。

最後に、畑作安定生産支援事業についてであります。主要穀物などの主産地である本道の農業、農村が持続的に発展し、我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためには、物価高騰の影響を緩和しながら、農作物を安定的に生産、供給していくことが重要です。

農薬など生産資材価格の高止まりは農業経営全体の課題であります。中でも、畑作経営は、米や野菜など他の経営と比べ、生産コストに占める農薬費の割合が高く、特に物価高騰の影響を受けているものと認識しています。

このため、道としては、国に対し、経営所得安定対策に生産コストの上昇が適切に反映されるよう求めるとともに、農薬の価格高騰の影響や、病害の多発による防除回数の増加などから、作付面積の減少が著しいてん菜を栽培する畑作経営に対して緊急的に支援することにより、輪作体系の維持を図り、本道の畑作経営の安定と生産体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）宮崎議員の御質問にお答えいたします。

給食原材料費等支援事業費についてであります。道教委では、物価高騰下でも栄養バランスや量を保った学校給食等が提供できるよう、道立学校に対し、必要な経費を支援することで、保

護者等の負担軽減を図ることを目的として、令和4年度以降、本事業を実施してきております。

事業の実施に当たりましては、各学校が設定した1食当たりの給食費について、農政部や道学校給食会が示した道内の給食用物資の供給価格などを基に確認し、物価上昇率や実際の食数に応じて補助額を算出いたしますとともに、補助金に見合った現金の還付または値下げが行われていることを確認してきており、今後も、保護者負担に配慮した学校給食の提供に努めるよう、各学校を指導してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、指摘を交えて、再質問いたします。

初めに、物価高騰対策の取りまとめ時期について伺います。

十分な議会審議の保障に鑑みた際、緊急補正等の定例会先議を常態化せず、早期の提案に努めるべきです。

例えば、2月9日から10日に開催された月例委員会に合わせて臨時議会が開催されれば、より深い議会審議の保障や支援の早期実施につながったものと考えますが、なぜ早期に支援策を提示できなかったのか、所見をお伺いいたします。

次に、物価高騰対策の考え方についてです。

知事は、物価上昇を上回る賃上げの環境整備を柱とし、持続的な賃上げにつながるつもりですが、それ以前に、地方の小規模事業者は、物価高騰の長期化で経営が疲弊し、倒産の危機に直面しています。今回の対策は、持続的経営のセーフティネットや融資返済支援などの十分な金融対策が見られません。

引き続き、地域を支える小規模事業者への直接的な経営支援につながる対策をしっかりと検討するよう強く指摘します。

次に、過去の対策の検証結果についてです。

知事は、経済対策の策定に当たり、利用者や業界団体から幅広く意見を聞き取ってきたと答弁されましたが、個人事業主や、これまでの道の経済支援の対象とならなかった方々の声は、今回の支援にも十分反映されているとは言えません。意見聴取の方法や対象範囲に課題があると考えます。

対策の検証時には、対象とならなかった方々を含む道民や事業者の声を拾い上げるよう、誠実かつ広範な意見聴取に努められることを指摘いたします。

次に、市町村との連携についてです。

先ほど、知事は、市町村の支援策の検討状況を継続的に確認してきたと答弁されました。道が物価高騰対策を早期に集約、提示していれば、市町村も検討しやすく、混乱を避け、一括給付などの連携も可能であったのではないのでしょうか。

市町村の支援策の確認にとどまらず、実務的な連携を積極的に構築すべきだったと考えます

が、所見を伺います。

次に、道民生活応援ポイント給付事業費の支援対象についてです。

高齢世帯の代理申請の可否、DVなどで避難している世帯への対応、親元を離れて暮らす学生など、あまねく全世帯に早急に支援が行き渡るのか、疑念を抱かざるを得ません。

政策誘導的なアプリの作成や事務負担軽減よりも、家計が逼迫する道民への公平かつ迅速で確実な給付を最優先すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、支援額について伺います。

A I法やマイナンバーカード制度は、本来、弱者や地域を支え、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目的とするものと考えます。

郵送申請が想定される世帯は、少なくとも全世帯3割の84万世帯に上ります。マイナンバーカードやスマートフォンなどの所有は任意であるのに、条件づけした上で給付に差を設けることは、行政の公平性を欠くものであります。

ギフトカードの郵送を選択した世帯と比較して、デジタル申請世帯は500ポイントを上乗せ給付するとのことですが、その分は、物価高騰対策ではなく、デジタル申請へのインセンティブ原資と言えます。

一方で、ギフトカードの直接送付によるプッシュ型支援を選択しないのであれば、郵送で受理する世帯にすれば、ペナルティーとして500円分の事務手数料を取られるように感じてしまいかねません。

郵送料を、別途、一般財源予算で対処することで、全世帯への公平性、一律支援に配慮できるとともに、生活応援の原資にその分を有効活用できるものと考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業についてです。

今回の支援策は、賃上げを促す制度であるにもかかわらず、デジタル技術の導入や設備投資の促進などが支援の対象とされています。

企業体の経営力や資産力などが影響する懸念もあり、なぜ、賃上げ原資を直接支援する制度としないのか、知事の所見をお伺いします。

また、個人事業主やフリーランスの方々が制度の対象外となっておりますが、道独自の判断、条件と承知した上で、なぜ、厳しい経営状態が続いている個人事業主には、物価高騰対策としてデジタル技術や設備投資への支援がないのか、併せて所見をお伺いします。

次に、地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業費についてです。

物流のラストワンマイルを担う個人事業者等が使用する軽バンや軽トラ、運転代行業者の車両等は対象とならず、いずれの支援事業からも除外され、厳しい経営状況が続きます。

交通・物流サービスの維持確保につながる実効性ある支援策とするため、実態の分析と、個人事業者等も排除しないように制度を改善すべき点を強く指摘します。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の再質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策の検討についてであります。このたびの国の重点支援地方交付金では、新たに、食料品の物価高騰に対する市町村への特別加算が設けられたことから、道としては、国による全国一律の取組に加え、この特別加算を活用した市町村独自の支援策の検討状況を継続的に確認した上で、これらとの連携、補完を意識しながら、必要な対策の検討を進めてきたところでございます。

こうした中、道では、先週、経済対策推進本部会議を開催し、新たな緊急経済対策を取りまとめたことから、所要の補正予算案について、今定例会に提案したところでございます。

次に、市町村との連携についてであります。住民の皆様により近い市町村では、これまで生活者支援を中心に様々な事業を実施してきた中、今回の対策においても、支援の対象や手法、金額、実施時期など、それぞれの地域の実情に応じて支援策を検討しており、道では、こうした市町村の取組との連携、補完を意識しながら、必要な対策の検討を進めてきたところでございます。

道としては、補正予算案の議決をいただいた後は、市町村とも連携し、互いの事業の情報発信に取り組むなど、多くの道民の皆様に必要な支援を迅速かつ着実にお届けできるよう取り組んでまいります。

次に、道民生活応援ポイント給付事業に関し、まず、ポイントの給付についてであります。本事業の実施に当たっては、道内の幅広い世帯の皆様迅速に支援をお届けしていくことが重要と認識しています。

このため、道としては、これまでのお米券、牛乳券の配付事業で蓄積したノウハウを活用しながら、様々な状況にある方々の世帯判定を適切に行うほか、マイナンバーカードによる本人確認機能やポイント給付・決済機能を備えたアプリを活用して、簡易な手続で迅速にポイントを給付するとともに、申請が集中した場合においても、事務局体制を整えて、公正かつ迅速で確実な給付に努めてまいります。

次に、支援の考え方についてであります。道では、本事業の立案に当たっては、今回のアプリの活用以外も含め、様々な手法を比較して検討を進めてまいりました。

道としては、限られた財源の中、全世帯を対象に、安全、迅速、確実な給付方法であって、申請する方の負担軽減や事務の効率化が図られるよう、本人確認機能やポイント給付・決済機能を備えたアプリを活用することとしたところであり、こうしたメリットの大きいアプリからの申請を促すため、その給付額を増額いたしました。

最後に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業についてであります。事業者の方々が物価上昇を上回る持続的な賃上げを行うためには、事業活動の中からその原資を継続的に確保していくことが必要であり、道としては、賃上げに取り組む中小・小規模事業者の方々を対象に、生産性向上や新商品開発、販路拡大など稼ぐ力につながる幅広い取組を支援することといたしま

した。

また、従業員のない事業者の方々には、経営状況に応じた伴走型の経営相談に加え、設備やITツールの導入の際に利用可能な道の制度融資や設備貸与事業、国の補助制度などを案内しながら、経営改善の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、再々質問をいたします。

初めに、物価高騰対策の取りまとめ時期についてです。

早期に道による対策の取りまとめを進めて、市町村の検討時期に先立って道の支援メニューを提示していれば、市町村と連携して一括給付できたものもあるのではないかとお聞きしましたが、明確な答弁はありませんでした。

道の検討スケジュールを一部前倒ししたり、緊急性や優先度の高い支援策のみ切り分けて提案するなど、創意工夫することで議会議論の保障にもつながり、市町村との支援連携もできたのではないかと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、道民生活応援ポイント給付事業費についてです。

生活応援の物価高騰対策にもかかわらず、マイナンバーカードやスマートフォン等を有していないことでデジタル申請ができず、給付額に差を生じさせるのは、生活で苦しむ道民の方々のことを思うと、支援の公平性や有効性に照らしても到底納得できるものではありません。

高齢者に限らず、スマートフォンを持たない方や、アプリなどの操作が苦手な方々も多く、ましてや、所得の要件ではなく、任意であるマイナンバーカードやスマートフォン等の有無で給付額の格差が生まれる支援制度は、果たして本当に困窮している世帯に対して行政として取り得る政策なのか、疑問が残ります。

介護施設等に入所中の方々の申請方法、家族のスマートフォンを利用した高齢世帯の代理申請の可否、DVからの避難や、離婚に至っていない別居世帯など、どのように対応するのか、お聞きします。

また、手数料が多くかかるギフトカードの郵送料を一般財源から捻出して一斉発送するなど、全ての世帯に格差なく公平に給付される支援制度とするよう再検討すべきです。

申請なしにギフトカードを一斉送付したほうが事務経費もかかりませんが、なぜプッシュ型の給付制度としないのかも含めて、知事の所見をお伺いいたします。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業についてです。

従業員を雇用していない個人事業主やフリーランスを対象外とする理由をお伺いしましたが、答弁は質問の趣旨とかみ合っておりません。個人事業者にとっての収入は、賃金という表現でこそないものの、その実質は同様であり、設備投資や販路拡大など原資の確保を図る取組の強化が重要である点は、従業員の有無によって異なるものではありません。

個人事業者等も道内経済を下支えする重要な担い手であるにもかかわらず、あえて事業支援の対象から除外する理由と、それを補完する対策について、改めて知事の所見をお伺いします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、緊急経済対策の検討についてであります。このたびの国の重点支援地方交付金では、新たに物価高騰に対する市町村への特別加算が設けられた中、効果的な経済対策を立案するためには、市町村との連携が大変重要でございます。

道としては、国による全国一律の取組に加え、この特別加算を活用した市町村独自の支援策の検討状況を継続的に確認した上で、必要な対策の検討を進めてきたところでございます。

次に、道民生活応援ポイント給付事業に関し、支援対象などについてであります。道としては、これまでのお米券、牛乳券の配付事業で蓄積したノウハウを活用しながら、例えば、介護施設等に入所中の方やDVから避難されている方など、様々な状況にある方々からの申請受付を適切に行ってまいります。

また、道では、本事業の立案に当たって、様々な手法を比較して検討を進めてきており、例えば、ギフトカードを全世帯一律に郵送する場合、安全で確実な簡易書留等で送付するため、多額の費用がかかるなど、課題があることから、郵送と比較して費用を抑えて給付が可能なアプリを活用することとしたところでございます。

最後に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業についてであります。今回の緊急経済対策においては、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けて、中小・小規模事業者を対象に、生産性の向上など賃上げ原資の確保を図る取組を支援する制度としたところでございます。

なお、従業員のいない事業者の方々には、伴走型の経営相談に加え、設備やITツールの導入の際に利用可能な道や国の支援制度などを御案内しながら、経営改善の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 宮崎アカネ君の質疑は終了いたしました。

白川祥二君。

○66番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）北海道結志会を代表して、令和7年度一般会計補正予算案について質問してまいります。

初めに、経済対策の基本的な考え方について伺います。

このたび、国の補正予算に対応し、物価高やエネルギー価格高騰対策として650億円強の補正予算案が提案されました。

今回の補正予算案の策定に当たって、知事の基本的な考え方を伺います。

次に、道民生活応援ポイント給付事業について伺います。

物価高やエネルギー価格高騰などの影響を受けている道民の負担軽減を図るため、食料品等の

購入に利用できるポイント等を給付するとして、160億円余りが計上されました。内訳を見ますと、道内の世帯それぞれに、デジタルポイント5500円分、または、ギフトカード5000円が給付されます。

これまで、道は、子育て世帯に対し、米や牛乳の支援をしており、その額が世帯当たり約5000円だったことを考えますと、子育て世帯のみだったものを全世帯に拡大したと捉えることができ、一定の評価はできます。

そこで伺いますが、なぜ、世帯当たりとしたのか、事務経費にどの程度かかるのか、給付の時期はいつ頃と考えているのか、伺います。

また、給付に当たっては、市町村と共同で実施するほうが事務経費等が軽減されるのではないかと考えますが、道単独実施とした理由について伺います。

次に、医療機関や社会福祉施設等に対する支援について伺います。

医療機関や社会福祉施設は、近年の物価高や人件費の高騰などにより、大変厳しい経営状況に置かれています。こうした中、国の総合経済対策の中に、重点支援地方交付金に加え、医療や介護施設等に対する支援として、医療・介護等支援パッケージに関する予算が盛り込まれました。

この国の支援パッケージとはどのような内容のもので、これを受けて、道では、支援パッケージと重点支援交付金についてどのような考えで予算を計上したのか、また、これらの施策により、どのような効果が期待されると考えているのか、所見を伺います。

次に、畑作安定生産支援事業について伺います。

農薬価格の高止まりの影響を受けている畑作経営農家に対する支援ということであり、必要な事業だと思いますが、対象を見ますと、畑作作付面積のうち、てん菜作付面積を対象としています。なぜ、てん菜のみを対象としたのか、他の作物も同様に農薬の高止まりを受けている現状を認識しているのであれば、なぜ、他の作物は対象としなくてもよいのか、伺います。

最後に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてです。

この事業は、地域農業を支えることを目的として、地域計画により明らかになった地域農業の将来像に向けて、農業者団体が行う老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編、集約や合理化を支援する事業であり、その必要性については理解しますが、通常補助率100分の50のところ、上乗せ対象地区については、道や市町村が上乗せした場合、国も追加的に支援し、最大補助率3分の2となります。

広域で地域ごとに特色ある農業経営体を維持している本道農業の現状を踏まえ、上乗せの対象はどういったものになるのか、理由も併せて伺います。

また、上乗せ対象とならない事業者から不満の声はないのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）白川議員の質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策の考え方についてであります。本道経済は、物価高の影響が長期に及

ぶ中、賃金は上昇しているものの、物価上昇率を下回っており、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識しております。

こうした認識の下、道では、これまで実施してきた事業の効果検証のほか、企業や業界団体、生活困窮者の方々を支援する団体など、幅広い立場の方々から伺った支援ニーズに加え、市町村における支援策の検討状況を確認しながら、新たな緊急経済対策を取りまとめたところでございます。

道としては、足元の物価・エネルギー高の影響緩和と、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備の二つを柱として、子育て世帯をはじめ、幅広く道民の皆様の生活への支援を行うとともに、農林水産業や医療、福祉も含め、きめ細かに中小・小規模事業者の方々等への支援を行い、現下の厳しい経営状況の影響緩和に努めてまいります。

次に、道民生活応援ポイント給付事業についてであります。本事業は、物価高の影響緩和に向け、道民の皆様に幅広く支援を届けるため、国が子育て世帯を対象とした支援を行うこと等を踏まえ、単身世帯の方々などにも目配りし、支援対象をこれまでの事業の子育て世帯から全世帯へ拡充し、実施するものです。

本事業では、事業費総額の約168億1000万円のうち、給付するポイントやギフトカードなどの分として約150億9000万円、委託業務に係る受託者事務経費として約17億2000万円と算定しており、ポイント等の給付は7月からの申請受付を予定し、申請から給付までの期間は、アプリ申請が5日間程度、郵送申請が3週間程度を見込んでいます。

なお、市町村が実施する支援は、給付金の支給やプレミアム商品券の発行など個人に対して支援を行うものや、福祉灯油など世帯を限定して支援を行うものなどがあり、支援の対象や内容が様々であることから、道としては、幅広い世帯への支援の底上げを図るため、全世帯を対象として事業を実施することとし、申請から給付までの期間短縮や審査等の事務経費の縮減につながるアプリを活用した給付方法としたところでございます。

次に、医療機関や社会福祉施設等への支援についてであります。国では、今般の総合経済対策において、医療・介護等支援パッケージとして、医療・介護・障がい福祉分野の処遇改善や物価上昇の影響に関し、対策を講じることとしたところであります。

道としては、このたびの補正予算で、当該パッケージに基づく国庫補助金を活用した賃上げや物価上昇に対する支援のほか、道内のエネルギー価格や消費量が他県と比べて高い水準にあり、経営継続に必要な経費の負担が大きいことを踏まえ、光熱費や食材料費を対象に重点支援地方交付金を活用した支援を行うこととし、所要額を計上いたしました。

こうした事業の実施により、物価高などによる医療機関等への影響の緩和につながるものと考えており、補正予算を議決いただいた後は、必要な支援が確実、かつ、できるだけ早期に行き届くよう、迅速な執行に努めてまいります。

次に、畑作安定生産支援事業についてであります。主要穀物などの主産地である本道の農業、農村が持続的に発展し、我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、適切

な輪作体系を維持し、小麦や豆類、バレイショ、てん菜などの畑作物を安定的に生産、供給していくことが重要です。

こうした中、てん菜については、農薬価格の高騰の影響に加え、猛暑に伴う品質の低下や、病害の多発による防除回数の増加などから作付面積が減少しており、輪作体系への影響が懸念されています。

このため、道では、畑作経営において、てん菜の栽培に必要な農薬費の上昇分を緊急的に支援することにより、てん菜の作付意欲の喚起はもとより、輪作体系の維持を図ることで、本道の畑作経営の安定と持続可能な生産体制の構築に取り組んでまいります。

最後に、新基本計画実装・農業構造転換支援事業についてであります。本道が我が国の食料供給地域として貢献していくためには、本事業を活用し、産地の老朽化した共同利用施設の再編、合理化を進め、農作物の安定的な生産と供給を図ることが重要です。

国の基本計画において、北海道が小麦、大豆、バレイショ、てん菜の主産地として位置づけられる中、これら4品目は、輸入に大きく依存しており、全国に占める本道の生産割合も高いこと、また、限られた財源を有効に活用するためにも、過去の平均的な事業費を上回っている大規模な施設を優先的に整備する必要があることから、道では、このたび、これらに対し、国や市町村と一体となり、上乘せ支援を行うこととしたところであります。

このような中、地域の皆様からは、上乘せ支援の対象となる作物や事業規模に制限を設けないよう要望が寄せられており、道としては、事業の効果の検証や、今後の国の水田政策の見直しなどを踏まえ、道の上乗せ支援の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 白川祥二君の質疑は終了いたしました。

中村守君。

○26番中村守君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、公明党を代表いたしまして、先ほど提案のありました補正予算に関し、以下、簡潔に伺います。

初めに、総合経済対策における道の認識についてであります。

北海道の消費者物価指数は、上昇傾向が続いており、昨年では、令和2年の1.14倍に達しております。

一方、賃金の上昇ベースは物価ほどには届いておらず、先日の政労使会議において、「物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化」が共同宣言として採択されたところであります。

物価が右上がりのトレンドにある中、我が党としては、厳しい状況にある道民の声に応えるため、これまで、国の支援に頼るばかりではなく、道として、独自予算を用意して対策すべきと申し上げてきました。

道として、これまで実施してきた経済対策の事業の活用状況や効果をどのように評価したのか、また、総額約651億円となる物価高対応緊急経済対策には、それをどのように反映し、予算

計上しようとするものなのか、知事の所見を伺います。

次に、道民生活への支援についてであります。

このたびの補正予算では、国の重点支援地方交付金を活用し、これまでの子育て世帯へのお米券や牛乳券ではなく、道内全ての世帯を対象に、より幅広い食料品などの購入に利用できるデジタルポイントやギフトカードなどを給付する生活支援対策を行うと承知しております。

より弱い立場の方への支援という観点からは、子育て世帯や年金生活世帯により手厚い支援を行う、あるいは、世帯単位ではなく、人数に応じてなど、メリ張りを付ける方法もあったと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、地域産業への支援についてであります。

資材やエネルギー価格の高騰は、中小零細企業、家庭経営が多い農林水産業の経営を大きく圧迫しております。

このたびの経済対策においても、農業、水産業、林業に対し、目配りした予算が提案されましたが、地域の経済を考えると、建設業、加工業、飲食、観光業など、関連産業も同じく厳しい状況に置かれております。

地域社会を支える経済は、幅広い関連産業があつてこそ成り立っていると考えます。関連産業の方々の声をどのように取り上げ、このたびの対策に反映されたのか、知事の所見を伺います。

次に、交通事業者への支援についてであります。

交通事業者においても、同じく厳しい経営状況に置かれております。特に、人手不足により、バス事業者は、本州の同業者とドライバーを融通し合うといった大変な苦心を重ねていると伺っており、こうした努力で地域の足を守ってくださっております。

また、この冬の大雪では、鉄道だけではなく、バスやタクシーも輸送に時間がかかり、乗務員の負担だけではなく、予定した運行ができておらず、今後、経営のマイナス要因になることが懸念されます。

このたびの予算で、このような交通事業者の苦境に対応できていると考えているのか、知事の所見を伺います。

次に、医療機関や介護施設への効果的な支援についてであります。

病院や介護施設等においては、食材料の調達や光熱費の価格高騰の影響を大きく受けていることから、我が党としては、さきに、道民の命と健康を守る観点から、賃上げも含め、必要な支援を行うことについて要望したところであります。

このたびの予算では、要望も踏まえ、医療機関や介護・福祉施設への支援が盛り込まれておりますが、一方で、就業者個人への給付ではなく、施設等に給付することとなっております。

経営改善も重要ですが、一人一人の賃上げに反映されることが何よりも重要と考えます。現場の一線で働いている方々にしっかり光が当たるような仕組みとする必要があると考えます。知事の所見を伺います。

次に、避難所生活の環境改善についてであります。

昨年年第4回定例会の知事総括質疑において、我が党から、避難所となる学校の暑さ対策に係る道の対応について質問しました。知事からは、道教委とも連携しながら、国の財源措置の活用を検討するとともに、市町村へ働きかけるなど、避難所となる学校の暑さ対策に取り組むとの答弁をいただきました。

こうした議論を踏まえ、道では、このたびの補正予算において、国の交付金を活用し、避難所となっている道立学校等への冷房機器を整備する予算を計上しようとしておりますが、道として今後どのように具体的に取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中村議員の質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策についてであります。道では、支援策の検討に当たり、これまで実施してきた事業の利用状況や、継続的な支援が必要、支援内容を強化してほしいといった利用者の方々の声、さらには、業界団体の要望、生活困窮者の方々を支援する団体等へのヒアリングなど、幅広い立場の方々から御意見を伺い、支援ニーズの把握に努めたところであります。

道としては、国の総合経済対策における推奨メニューを参考に、こうした支援ニーズに加え、市町村における支援策の検討状況を確認しながら、新たな緊急経済対策を取りまとめたところであり、足元の物価・エネルギー高の影響緩和を第1の柱として、道民の皆様や事業者の方々に対して支援が幅広く行き届くよう対策を講じることとし、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備を第2の柱として、持続的な賃上げの実現につながるよう、事業者の方々の生産性向上の取組などを支援することといたしました。

次に、道民の皆様の生活への支援に係る支援対象の考え方についてであります。国では、このたびの総合経済対策において、子育て世帯を対象に、物価高対応子育て応援手当として子ども1人当たり2万円を給付することとしています。

市町村では、国の重点支援地方交付金の特別加算を活用して食料品の物価高騰に対する支援を実施することとしており、全市町村民を対象とした商品券、給付金の支給やプレミアム商品券の発行など個人への支援が多く見られるところでございます。

こうした国と市町村の支援を合わせると、子どもがいる世帯では1人当たりの支援額が他の世帯に比べて多くなっていることから、道としては、物価高による家計への影響を踏まえつつ、単身世帯の方々などにも目配りし、支援対象を子育て世帯から全世帯へ拡充して事業を実施し、幅広い世帯の支援額の底上げを図ることといたしました。

次に、地域における様々な業種への支援についてであります。道では、今般の事業者の方々等への支援策の検討に当たっては、これまで実施してきた事業の効果検証のほか、様々な業種を対象とする企業経営状況などの調査結果や、幅広い業界団体、企業の方々等から御意見を伺うなどして、支援ニーズを把握してきたところでございます。

道としては、こうしたニーズを踏まえ、国の総合経済対策の趣旨に鑑み、第1弾の経済対策と

して、業種を問わない形で、この冬のLPガスと特別高圧電力の利用者支援を提案し、さきの第4回定例道議会において議決いただいたところでございます。

また、第2弾となる今回の緊急経済対策については、本道では、深刻な人手不足が続いている上、物価上昇が継続し、実質賃金がマイナスで推移をしていることから、建設、製造、加工、接客サービスなど、特に有効求人倍率が高い職種を対象に人材確保への支援を行うとともに、特定業種に限定せず、賃上げに取り組む事業者の方々を実施する生産性の向上など、稼ぐ力につながる取組を支援することといたしました。

次に、交通事業者への支援についてであります。道では、これまで、地域の暮らしや産業を支える重要な役割を担う交通事業者の方々が一層厳しい経営環境下においても安定的に事業を継続できるよう、運行費補助や、物価高騰を踏まえた臨時的な支援を行ってきたところでございます。

今回の物価高対応緊急経済対策では、中小・小規模事業者の方々の賃上げ環境整備のための設備投資等への支援や、人手不足が深刻な職種における人材確保支援に加え、今なお車両維持費の負担感が大きいとの事業者の方々等からの率直な声を踏まえ、物価高の中にあっても輸送サービスを維持できるよう、車両維持に関する負担の可能な限りの軽減を図る必要があるとの考えの下、本臨時支援を盛り込んだところでございます。

道としては、今後とも、地域交通を取り巻く現状や課題に向き合うとともに、環境の変化を的確に捉えつつ、事業者の方々などからの声を受け止めながら、地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、医療・介護分野等における処遇改善についてであります。道では、このたびの補正予算において、国が総合経済対策において措置した医療・介護等支援パッケージに基づく物価上昇への支援や、賃上げなど処遇改善への支援を行うこととし、所要額を計上いたしました。

このうち、賃上げへの支援については、国の要綱において、職員のベースアップを実施するとともに、その水準を診療報酬の改定以降も維持または拡大することなどが要件とされているところでございます。

道としては、本事業の実施により、現場で働く方々の賃上げや職場環境の改善につながるものと考えており、補正予算を議決いただいた後は、必要な支援が確実、かつ、できるだけ早期に行き届くよう、迅速な執行に努めてまいります。

最後に、避難所の暑さ対策についてであります。道では、このたび、国の補正予算で措置された交付金を活用し、避難所に指定されている道立学校175校のうち、23校の体育館における移動式エアコンの整備に要する経費を本定例会に補正予算として提案しているところでございます。

国は、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、来年度から5か年にわたって避難所の環境改善を支援することとしており、道としては、今後とも、道教委が行う空調設備整備事業との調整を図りながら、国の交付金を活用するなど、避難所となる学校の暑さ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 中村守君の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議団を代表いたしまして、先ほど提案されました令和7年度——2025年度一般会計補正予算案について、知事に質問いたします。

まず、物価高の影響に対する補正予算規模と効果についてです。

物価高対応緊急経済対策として約622億円の補正予算案が提案され、4定と合わせると約650億円の規模です。

昨年11月、国が策定した「強い経済」を実現する総合経済対策の趣旨を踏まえ、足元の物価・エネルギー高の影響緩和を柱にした提案とのことですが、物価高による道民への影響規模をどのくらいと見込み、補正予算規模を決定したのか、また、対策による影響緩和の効果をどの程度期待した提案なのか、具体的にお答え願います。

次に、道民生活応援ポイント給付事業の対象等についてです。

ポイント事業は、経済対策予算全体の約3分の1に当たりますが、一度きりの対応に終わっています。先ほど提案された令和8年度——2026年度当初予算案には物価高対策は盛り込まれておりません。

これで現下の物価高を乗り切れると、知事は本気でお考えなのか、お聞きします。

道民生活応援ポイント給付事業は、お米・牛乳券給付事業と同様に、世帯を対象にしています。1世帯の人数がそれぞれ異なるのに、1世帯に定額交付としたのはなぜですか。この手法はあまりに不公平と考えますが、知事のお考えを伺います。

次に、マイナカード利用による不公平の改善についてです。

このポイント事業のうち、アプリ申請の場合、マイナカードが要件とされています。そのため、スマホでアプリを取得できても、マイナカードを持っていないと、給付額が500円少ない郵送申請を選択せざるを得ません。アプリを利用した行政サービスから排除され、利便性どころか、不利益を被ることになります。

任意取得のマイナンバーカードがなくても、確定申告も医療機関の受診も公平にできます。また、お米・牛乳券給付事業では、こういった不公平はありませんでした。

知事は、なぜ、今回、道民に不公平をもたらす手法を取るのですか。改善を求めますが、お答え願います。

次に、医療機関、介護・障がい福祉施設等への給食材料費及び光熱費の上昇分に対する支援予算の提案についてですが、これまで行ってきた事業の焼き直しにすぎません。これらの支援にとどめ、赤字経営が広がっている医療機関等への経営支援をなぜ盛り込まなかったのですか。

医療機関、福祉事業所では、赤字の増加に苦しみ、業務過多の一方、賃金が上がらず、職員の退職などにより閉鎖が相次いでいます。この深刻な現状を知事はどのように受け止めているので

すか。

医療機関や介護・障がい福祉施設などが経営を継続するための支援は不可欠と考えますが、どう取り組むのか、伺います。

次に、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備に関し、まず、医療分野についてです。

物価上昇を上回る賃上げ環境の整備が柱の一つですが、有床診療所は病床数に応じた積算となっている一方、その他、無床診療所、薬局、訪問看護ステーションは、1施設当たり7万円から22万8000円にとどまり、従業員1人当たりの換算では、物価上昇を上回る水準には到底及びません。たった一度きりの支援にとどまらず、診療報酬等の引上げによる賃上げこそ実施すべきではありませんか。

また、間違いなく賃金に充当される仕組みとなっているのかどうか、お聞きをします。

次に、介護・障がい福祉分野についてです。

処遇改善加算の対象とならないサービスを補助対象とする一方で、新たに処遇改善加算に準ずる要件が設定されました。訪問・通所サービス等が賃上げ支援の上乗せ分を得るためには、ケアプランデータ連携システムへの加入などを要件とし、新たな経費負担が生じる仕組みです。

生産性向上や協働化は、事業者の創意工夫を尊重し、システム加入を要件とすべきではないと考えますが、見解を伺います。

また、介護職員1人当たりの11万4000円、障がい福祉従事者の6万円の処遇改善は、確実に職員一人一人への支援となるのか、道はどのように確認をするのか、伺います。

今回の支援は、あくまで一時的なびほう策であり、他産業との格差が解消されるわけでもなく、物価上昇を上回る賃上げにもなりません。

公定価格を引き上げ、実質的に格差を解消する水準の賃上げの実施こそ求めるべきではないでしょうか、見解を伺います。

次に、除雪への支援についてです。

今年も道内で大雪被害が出ていますが、介護報酬には除雪費用は含まれず、特段の支援が必要です。介護事業所などに対するサービス継続支援事業の対象には例示をされておりませんが、除雪機や燃料等は対象となるのか、お答えください。

あわせて、道内の豪雪に伴う移動経費などについて、加算を実現すべく、国への要望を強めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費についてです。

中小・小規模企業の賃上げ環境整備を目的に、約54億円の予算が提案されています。道内の中小・小規模企業は約13万社ありますけれども、本予算の対象は2200社程度と、あまりに少ないことに私は驚きました。

本事業の執行により、どの程度の賃上げ効果を見込んでいるのですか。

賃金を大幅に引き上げる保証となる環境整備は、国と道の責任で行わなければなりません。

知事自身の自覚と責任について伺うとともに、賃上げの保証となる環境整備をどう拡充させて

いくのか、伺います。

次に、化学肥料低減定着支援事業についてです。

農業分野における配合飼料、農薬を対象にした支援事業が提案されたことは、これまでの現場の声に答えようとするもので、歓迎はしますが、化学肥料の低減を新たに対象とした理由について伺います。

また、化学肥料低減のために、これまで、自ら労力をかけ、堆肥を自家生産し、肥料の自給率向上に努めている農家もあり、これまでの自家生産の取組についても支援し、定着を図るべきです。知事のお考えを伺います。

最後に、物価高対策などの対象についてです。

生活保護基準の最大10%もの引下げが、最高裁で違法と断罪されました。

とりわけ、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護基準が違法に引き下げられた利用者にとって、物価高による困窮の状況に鑑みると、生活保護費の追加給付が急がれます。補正予算を組んで追加給付を実施する動きもあります。物価高の中で支援効果も期待されます。

知事は、今般の補正予算になぜ組み入れなかったのか伺うとともに、早急な対応に向けて今後どのように対応していくのか、併せてお聞きをします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の質問にお答えいたします。

最初に、経済対策についてであります。本道経済は、物価高の影響が長期に及ぶ中、賃金は上昇しているものの、物価上昇率を下回っており、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識しています。

こうした認識の下、道では、これまで実施してきた事業の効果検証のほか、業界団体の皆様からの要望、さらには、市町村や企業、様々な団体など、幅広い立場の方々から御意見を伺い、支援ニーズの把握に努めてきたところでございます。

道としては、こうした支援ニーズに加え、市町村における経済対策の検討状況などに基づき、他県の対策内容も参考に、足元の物価・エネルギー高の影響緩和と物価上昇を上回る賃上げ環境の整備の両輪で、それぞれ必要な事業を幅広く検討するとともに、限られた財源の中で、生活者向け支援と事業者向け支援とのバランスも図りながら、個別の事業の目的や狙い、国の対策との関連性などに応じ、支援額や対象期間も含めて事業内容の精査を行い、このたびの緊急経済対策を取りまとめたものでございます。

次に、道民生活応援ポイント給付事業に係る支援対象の考え方についてであります。国では、このたびの総合経済対策において、子育て世帯を対象に、物価高対応子育て応援手当として、子ども1人当たり2万円を給付することとしています。

市町村では、国の重点支援地方交付金の特別加算を活用して、食料品の物価高騰に対する支援を実施することとしており、全市町村民を対象とした商品券、給付金の支給やプレミアム商品券

の発行など、個人への支援が多く見られるところがございます。

こうした国と市町村の支援を合わせると、子どもがいる世帯では1人当たりの支援額が他の世帯に比べて多くなっていることから、道としては、道民の皆様が直面している物価高による家計への影響をできるだけ緩和するため、単身世帯の方々などにも目配りし、支援対象をこれまでの事業での子育て世帯から全世帯へ拡充して事業を実施し、幅広い世帯の支援額の底上げを図ることといたしました。

次に、給付額についてであります。本事業では、生活者向けの支援を迅速にお届けするため、ポイント等の申請や給付は、スマートフォンのアプリ、または郵送で行うこととしており、アプリにマイナンバーカードによる認証機能を持たせることで、郵送に比べて手続の簡略化が図られるとともに、本人確認や給付を確実にかつ迅速に行うことが可能となり、申請から給付までの期間短縮や、審査等の事務経費の縮減につなげることといたしました。

道としては、こうしたメリットの大きいアプリからの申請を促すため、アプリからの申請の場合は5500円相当、郵送申請の場合は5000円相当の給付額を設定したところがございます。

次に、医療機関や社会福祉施設等への支援についてであります。国では、今般の総合経済対策において、医療・介護等支援パッケージとして、医療・介護・障がい福祉分野の処遇改善や物価上昇の影響に関し、対策を講じることとしたところであります。

道としては、物価高騰の影響を直ちにサービスの価格に転嫁できない医療機関等を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しており、当該パッケージに基づく国庫補助金を活用した支援に加え、道内のエネルギー価格や消費量が他県と比べて高い水準にあり、経営継続に必要な経費の負担が大きいことを踏まえ、重点支援地方交付金を活用した支援を行うこととし、このたびの補正予算に所要額を計上いたしました。

こうした事業の実施により、物価高などによる医療機関等への影響の緩和につながるものと考えており、補正予算を議決いただいた後は、必要な支援が確実に、かつ、できるだけ早期に行き届くよう、迅速な執行に努めてまいります。

次に、賃上げ環境の整備に関し、まず、医療機関への支援等についてであります。道では、これまで、公定価格により運営される医療機関等の経営が大変厳しい状況にあることを踏まえ、全国知事会とも連携しながら、国に対し、経営に必要な経費は診療報酬で賄うことを基本として、物価、賃金の上昇に合わせ、適時適切に対応できる仕組みとするよう要望してきたところであり、現在、国においては、本年6月からの診療報酬改定に向け、検討を進めているものと承知しています。

また、このたびの補正予算で計上した医療・介護等支援パッケージに基づく支援のうち、賃上げの支援については、国の要綱において、職員のベースアップを実施するとともに、その水準を診療報酬の改定以降も維持または拡大することが要件とされ、賃上げにつながる仕組みとなっているところがございます。

次に、介護事業所への支援等についてであります。道では、これまで、介護職員の方々等の

資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準が確保できる介護報酬を設定するよう国に要望してきたところであり、現在、国においては、令和9年度の改定を待たず、本年6月からの期中改定に向け、検討を進めているものと承知しています。

また、このたび所要額を計上した処遇改善を支援する事業の執行に当たっては、今後、各事業所に対し、道のホームページやリーフレットなどを活用して、事業内容や専用相談窓口等の周知を図るとともに、国の要綱に基づく申請や実績報告の際に賃上げ状況を確認するなど、適切に対応してまいります。

なお、賃上げの上乗せ支援の対象要件であるケアプランデータ連携システムへの加入については、生産性向上により職員の方々の負担軽減に資するとの考えの下、国が要件として設定しているところでございます。

次に、除雪費用など介護事業所のサービス継続への支援等についてであります。このたびの補正予算では、国のパッケージに基づき、物価高の影響を受ける介護事業所の方々等が、必要な介護サービスを円滑に継続するために必要な設備や備品の購入に対して支援することとし、所要額を計上しており、除雪機の購入やその燃料代も対象としているところでございます。

また、現行の介護報酬制度では、豪雪地帯等への加算制度が設けられているものの、地域やサービス種別が限定されていることから、道としては、引き続き、加算対象の拡大など制度の見直しについて国に要望してまいります。

次に、中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費についてであります。道内では、物価上昇が継続し、実質賃金はマイナスで推移しており、道としては、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、賃上げ原資の確保を図る取組の強化が重要と認識しています。

このため、本事業では、賃上げに取り組む中小・小規模事業者の方々の生産性向上に加え、新商品開発、販路拡大といった幅広い取組を支援することで、稼ぐ力につなげていく考えです。

また、持続的、構造的な賃上げのためには、適正な価格転嫁が必要であることから、道では、国とも連携しながら、発注側企業が、取引先との共存共栄の取組や、取引条件のしわ寄せ防止を代表者の名前で宣言するパートナーシップ構築宣言の普及や、働き方改革の推進、伴走型の経営相談など、各般の取組を進めることにより、中小・小規模事業者の方々が賃上げしやすい環境を整備してまいります。

次に、化学肥料低減定着支援事業についてであります。道では、平成3年度から、全国に先駆けて、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減するクリーン農業など、環境への負荷を低減した農業を推進しているところであります。本道の農業が持続的に発展していくためには、化学肥料など生産資材価格の高止まりの影響を緩和し、農産物の安定生産・供給に努めていくことが重要であります。

このため、道としては、化学肥料の使用量の低減に向け、適切な施肥量を把握するための土壌診断や新たに国内肥料資源を活用した堆肥の購入など、地域の取組とともに、新たに委託する自家生産した堆肥等の運搬や散布の経費についても支援することとし、肥料の自給率の向上を図っ

てまいります。

最後に、生活保護費の追加給付についてであります。国においては、平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を受け、当時、生活保護を受給していた世帯に対して追加給付を行うこととし、今般、その算定に関する基準や給付の対象が告示されました。

道としては、告示内容はもとより、国から、自治体の支給事務を勘案し、令和8年度中の支給が標準的なスケジュールであるとの考え方が示されていることを踏まえ、現在、支給額や対象者リストの作成に必要なシステム改修や、委託契約に向けた準備を鋭意進めています。

追加給付に必要な所要額は、令和8年度当初予算に計上しているところであり、できるだけ早期に追加給付が行われるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 真下紀子君の質疑は終了いたしました。

山崎真由美君。

○1番山崎真由美君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、北海道維新の会を代表いたしまして、先ほど提案のありました令和7年度補正予算案の中から、道民生活応援ポイント給付事業について質問をいたします。

長期間にわたり、食料品やエネルギー価格の高騰が続き、道民の皆さんの暮らしは大変厳しい状況にあります。とりわけ、低所得世帯や子育て世帯、高齢者世帯にとって、日々の食費の負担は深刻です。

この事業は、約168億円という大きな予算を使い、所得制限を設けず、全ての世帯に食料品等に使えるポイント等を配る内容になっています。そもそも、重点支援地方交付金は、物価高による影響が大きい世帯や事業者に対して、重点的に支援することを一つの大きな目的としているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

まず、高所得者など、一定の所得制限を設けなかったのかという点です。

限られた財源の中で、本当に支援が必要な世帯に重点的に配分するという考え方もあったはずですが。

本道は、人口減少が続く中、令和6年の合計特殊出生率は1.01となり、全国45位の低さの水準です。毎年調査を行っている、北海道の人口減少などに関する意識調査においても、長年、子育て環境の整備や子育て世帯への支援は重要な取組として求められている状況です。道としても、手厚い支援が必要であると考えます。

少なくとも、私の周りでは、高所得世帯でも対象に含めることは、1世帯に5500円という金額であれば、費用対効果や、物価高騰で困窮している人への支援という観点から見て、効果的な施策であるとの意見は多くはありません。例えば、給付世帯を絞り、給付額の上乗せや、中小企業支援の拡大などに充てる選択肢もあったのではないのでしょうか。

全世帯一律とした理由と、その検討経過についてお伺いいたします。

次に、この事業で導入されるアプリについて伺います。

今回のポイント給付は、スマートフォンのアプリを活用して実施するとのことですが、このアプリは、今回限りの、言わば単発的な給付事業のためのツールとして導入されるものなのでしょうか。それとも、将来的な道政運営を見据え、整備されるものなのでしょうか。

先ほどの他会派への答弁では、通知やアンケート機能を持たせることを考えているとのことでしたが、仮に継続的な活用を視野に入れているのであれば、防災分野における緊急情報の発信や避難支援、観光分野での地域クーポンや周遊促進施策、さらには広報・広聴機能の強化など、多方面への展開が考えられるのではないのでしょうか。

せっかく多額の予算を投じてシステムを構築するのであれば、一過性の給付にとどめるのではなく、道民サービス向上と道政のデジタル化推進の両面に資する形で、道政に広く利活用していく視点が重要であると考えます。

アプリが今申し上げた用途に利活用できるのか、伺います。

最後に、今後の支援の考え方についてです。

今回のポイント給付は一時的な支援ですが、厚生労働省の令和6年賃金構造基本統計調査によると、北海道の平均年収は445万円で全国33位です。物価高騰が長引く中で、安心して暮らし続けられる北海道を実現するため、単発の対策では十分とは言えません。

今後の継続的な生活支援や所得向上策との関係をどのように考えているのか、知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）山崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、道民生活応援ポイント給付事業に関し、支援対象の考え方についてであります。道では、支援策の検討に当たり、市町村や国による取組との連携、補完が重要と認識し、市町村の支援策の検討状況を継続的に確認するとともに、これまで実施した事業の効果検証のほか、幅広い立場の方々から御意見を伺い、支援ニーズの把握に努めたところでございます。

国では、このたびの総合経済対策において、子育て世帯を対象に、物価高対応子育て応援手当として子ども1人当たり2万円を給付することとしています。

市町村では、国の重点支援地方交付金の特別加算を活用して食料品の物価高騰に対する支援を実施することとしており、全市町村民を対象とした商品券、給付金の支給やプレミアム商品券の発行など個人への支援が多く見られるところでございます。

こうした国と市町村の支援を合わせると、子どもがいる世帯では1人当たりの支援額が他の世帯に比べて多くなっていることから、道としては、物価高による家計への影響を踏まえ、単身世帯の方々などにも目配りし、所得制限を設けずに、支援対象を子育て世帯から全世帯へ拡充して事業を実施し、幅広い世帯の支援額の底上げを図ることといたしました。

次に、アプリの活用についてであります。今回の事業で活用するアプリは、マイナンバーカ

ードによる本人確認機能やポイント給付・決済機能を備え、簡易な手続で迅速にポイントを給付することができ、さらには、アプリの通知機能やアンケート機能を持たせることにより、他の施策でも活用可能なものを想定しています。

最後に、今後の対応についてであります。本道経済は、物価の上昇が継続する一方、実質賃金は前年を下回っており、道民の皆様のご生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識しています。

このため、道では、足元の物価・エネルギー高の影響緩和や、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備に向け、生活者と事業者の双方を対象に新たな緊急経済対策を取りまとめ、所要の補正予算案を提案したところであり、議決いただいた後は、市町村等が講じる様々な施策と連携して、必要な支援を迅速かつ着実にお届けできるよう取り組んでいく考えであります。

道としては、その事業効果を検証しつつ、引き続き、市町村や企業、様々な団体等へのヒアリングのほか、業界団体などの要望など、幅広い立場の方々の声に耳を傾け、変化する経済情勢を踏まえながら、物価高の影響緩和策について、国に対し、繰り返し要望を行うとともに、経済対策推進本部会議を通じて庁内関係部で情報を共有し、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 山崎真由美君の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって議案第56号ないし第59号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

1. 休会の決定

○議長伊藤条一君 お諮りいたします。

議案等調査のため、2月24日から2月26日まで本会議を休会することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

【令和8年（2026年）2月20日（金曜日） 第1号】

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

2月27日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時13分散会